

IP電話サービス契約約款

平成 15 年 3 月経本第 14-0345 号
施行 平成 15 年 3 月 24 日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIP電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP電話サービスを提供します。

ただし、事業法第7条に定める基礎的電気通信役務に係るIP電話サービスについては、当社は、この約款を事業法第19条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出るIP電話サービスに関する基礎的電気通信役務の契約約款と読み替えて適用するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、IP電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限り、以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 音声通信	インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 IP電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 IP電話サービス	IP電話網を使用して行う電気通信サービス
6 IP電話サービス取扱所	IP電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 収容IP電話サービス取扱所	端末回線の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定めるIP電話サービス取扱所
8 取扱所交換設備	端末回線を収容するために、収容IP電話サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
9 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
10 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
11 特定事業者	当社が別に定める協定事業者
12 契約者回線等	別に定める協定事業者の契約者回線又は電話サービス等契約約款に定める加入契約者回線、特定契約者回線等若しくは指定加入契約者回線等
13 利用契約者回線	第1種IP電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当社のIP電話網と接続するもの
14 専用契約者回線	(1) 第3種IP電話サービス（第3種IP電話契約に係る種類が接続型である場合に限り、）の提供を受けるために、当社のIP電話網と接続する専用サービス契約約款に定めるIP接続専用サービス（第4種サービスに限り、）に

	<p>係る専用回線</p> <p>(2) 第3種 I P 電話サービス（第3種 I P 電話契約に係る種類が利用型である場合に限り、）の提供を受けるために利用する、専用サービス契約約款に規定する I P 接続専用サービスに係る電気通信設備（専用サービス契約約款に定める I P 接続専用サービス（第1種サービス又は第2種サービスに限り、）に係るものをいいます。）であって、当社の I P 電話網と接続するもの</p>
15 他社接続回線	相互接続点を介して当社の I P 電話網と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
16 特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
17 端末回線	当社が、第5種 I P 電話契約に基づいて、収容 I P 電話サービス取扱所に設置する取扱所交換設備と第5種 I P 電話契約者が指定する場所との間に設置する電気通信回線
18 第1種 I P 電話契約	当社から第1種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
19 第1種 I P 電話契約者	当社と第1種 I P 電話契約を締結している者
20 第3種 I P 電話契約	当社から第3種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
21 第3種 I P 電話契約者	当社と第3種 I P 電話契約を締結している者
22 第4種 I P 電話契約	当社から第4種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
23 第4種 I P 電話契約者	当社と第4種 I P 電話契約を締結している者
24 第5種 I P 電話契約	当社から第5種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
25 第5種 I P 電話契約者	当社と第5種 I P 電話契約を締結している者
26 I P 電話契約	第1種 I P 電話契約、第3種 I P 電話契約、第4種 I P 電話契約又は第5種 I P 電話契約
27 I P 電話契約者	第1種 I P 電話契約者、第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者又は第5種 I P 電話契約者
28 機能コード	I P 電話サービスの基本機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、基本機能を利用できる専用契約者回線等（専用契約者回線及び特定他社接続回線をいいます。以下同じとします。）又は第5種 I P 電話契約に係る音声通信番号ごとに指定するもの
29 第1種音声通信番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下同じとします。）第10条第1項第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号
30 第2種音声通信番号	電気通信番号規則第9条第1項第1号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号
31 音声通信番号	第1種音声通信番号又は第2種音声通信番号
32 サービス番号	付加機能を利用するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、サービスコード及び会員コード、並びに付加機能の種類によって暗証コードにより構成されるもの
33 サービスコード	付加機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、付加機能を利用する I P 電話契約者ごと（第5種 I P 電話契約者については、音声通信番号ごととします。）に指定するもの
34 会員コード	当社が、付加機能を利用した通信の着信先又は通信料金の課金先を識別するため、付加機能を利用する I P 電話契約者ごと（第5種 I P 電話契約者については、音声通信番号ごととします。）に指定する数字で、利用に先立ってサービスコードに引き続きダイヤルする必要のあるもの
35 暗証コード	付加機能の種類によって、付加機能の使用の範囲を限定するため、当社にあらかじめ登録する必要のある数字で、利用に先立って利用者番号又は会員コードに引き続きダイヤルする必要のあるもの
36 第1種移動体電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号により識別されるもの
37 第2種移動体電話設備	協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるもの
38 移動体電話設備	第1種移動体電話設備又は第2種移動体電話設備
39 収容区域	1の収容 I P 電話サービス取扱所に端末回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
40 加入区域	1の収容 I P 電話サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで第5種 I P 電話サービスを提供す

	る区域で当社が別に定めるもの
41 区域外	1の収容IP電話サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
42 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(音声通信以外の通信の取扱い)

第4条 当社は、IP電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章 IP電話サービスの種類

(IP電話サービスの種類)

第4条の2 当社の提供するIP電話サービスは、次のとおりとします。

第1種IP電話サービス (商品名：ODN IPフォン)	利用契約者回線を使用して行うIP電話サービス
第3種IP電話サービス	専用契約者回線を使用して行うIP電話サービス
第4種IP電話サービス (商品名：ケーブルライン)	特定他社接続回線を使用して行うIP電話サービス
第5種IP電話サービス	端末回線を使用して行うIP電話サービス
緊急通報用IP電話サービス	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通信の着信のみのために提供するIP電話サービス

第4条の3 削除

(IP電話サービスの基本機能)

第4条の4 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスについて、料金表により基本機能を提供します。

第3章 IP電話サービスの提供範囲

(IP電話サービスの提供区間)

第5条 当社が提供するIP電話サービスの提供区間は、別記1に定めるとおりとします。

2 当社は、相互接続点の所在場所をIP電話サービス取扱所に掲示します。

(外国における取扱制限)

第6条 外国におけるIP電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 第1種IP電話契約

(第1種IP電話サービスの細目)

第6条の2 第1種IP電話サービスには、料金表第1表第1（月額料金）に規定する細目があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線（料金表第1表第1（月額料金）に定めるプラン1については、オープンデータ通信網サービス契約約款に定める契約者識別符号を1の利用契約者回線とみなします。以下同じとします。）ごとに1の第1種IP電話契約を締結します。この場合、第1種IP電話契約者は、1の第1種IP電話契約につき1人に限ります。

(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 第1種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約(タイプ1(プラン1、プラン3及びプラン4に係るものを除きます。)、タイプ3(コース6の通常型又は特定利用限定型に係るものに限ります。))又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に限ります。以下同じとします。)を締結している者に限ります。

(第1種IP電話契約申込の方法)

第9条 第1種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

(注)本条の場合において、当社は、第1種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第1種IP電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第1種IP電話サービス又はオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス(タイプ1(プラン1、プラン3及びプラン4に係るものを除きます。))、タイプ3(コース6の通常型又は特定利用限定型に係るものに限ります。))又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスに限ります。以下同じとします。)に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 申込者に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスが利用停止されている、又は同約款に規定する当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 第1種IP電話サービスについては、料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

(第1種音声通信番号の付与)

第12条 当社は、第1種IP電話契約者に、その利用契約者回線について、第1種音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。

2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により第1種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第1種IP電話契約者にお知らせします。

(第1種音声通信番号の変更)

第13条 第1種IP電話契約者は、迷惑通信(いたづら、いやがらせその他これに類する音声通信であって、その契約者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(利用している第1種音声通信番号に対して、反復継続して誤って接続されるものをいいます。以下同じとします。)を防止するために、第1種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(変更等の通知)

第14条 第1種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第1種IP電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスの種類及び品目等の変更
- (2) 第1種IP電話契約者の住所の変更

- (3) 第1種I P電話契約に係る利用契約者回線の移転
- (4) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第10条(第1種I P電話契約申込の承諾)第2項に該当するときは、第16条(第1種I P電話契約者が行う第1種I P電話契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注1) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第1種I P電話契約者から第1項の通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、第1項の通知があったものとみなすことがあります。

(第1種I P電話サービスの利用の一時中断)

第15条 当社は、第1種I P電話契約者から請求があったときは、第1種I P電話サービスの利用の一時中断(その第1種I P電話契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(第1種I P電話サービスに係る利用限度額)

第15条の2 当社は、第1種I P電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該I P電話契約者が当社に支払うべきその契約に係るI P電話サービスの料金等の累積額(すでに当社に支払われた金額を除きます。))に係る限度額をいいます。以下同じとします。)を設定することがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (2) 第1種I P電話サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は第1種I P電話契約者にその利用限度額を通知します。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1種I P電話サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その第1種I P電話契約に係る第1種I P電話サービスの提供を行わないことがあります。
- この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。
- 5 第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は、第1種I P電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 6 第1種I P電話契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第33条(月額料金の支払義務)から第35条(工事費の支払義務)に定める規定を免れないものとします。
- 7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは第1種I P電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
- (注) 第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。

(第1種I P電話契約者が行う第1種I P電話契約の解除)

第16条 第1種I P電話契約者は、第1種I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめI P電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種I P電話契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、その第1種I P電話契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第23条(利用停止)の規定により第1種I P電話サービスの利用を停止された第1種I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
- (4) 当社が、第1種I P電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 前項第3号の場合において、第1種I P電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第8条(第1種I P電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったときは、その第1種I P電話契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種I P電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種I P電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条 第1種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第18条の2 削除

第18条の3 削除

第18条の4 削除

第18条の5 削除

第18条の6 削除

第18条の7 削除

第18条の8 削除

第2節 第3種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の9 当社は、1の専用契約者回線ごとに1の第3種IP電話契約を締結します。この場合、第3種IP電話契約者は、1の第3種IP電話契約につき1人に限ります。

(第3種IP電話契約の種類)

第18条の9の2 第3種IP電話契約には、次の種類があります。

接続型 (商品名 :BBフォン光シティ)	利用型以外のもの
利用型	第3種IP電話契約の申込条件として、第18条の10(利用型に係る第3種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定めるサービス契約の締結を要するもの

(利用型に係る第3種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第18条の10 利用型に係る第3種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、ソフトバンクBB株式会社のYahoo!BB光ホームサービス規約に規定するYahoo!BB光ホームサービス、同社のYahoo!BB光マンションサービス規約に規定するYahoo!BB光マンションサービス又は当社のオープンデータ通信網サービス契約約款に規定する特定接続回線型(タイプ8に係るものに限ります。)に係る第1種オープンデータ通信網サービス(以下「Yahoo!BB光サービス等」といいます。)のサービス契約を締結している者に限ります。

(注) Yahoo!BB光マンションサービスについては、Yahoo!BB光マンションサービス規約に規定する第1種サービスに限ります。

(第3種IP電話契約申込の方法)

第18条の10の2 第3種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 接続型に係る第3種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 相互に接続する専用契約者回線に係る区間

(2) その他専用契約者回線と接続する第3種IP電話契約の申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第3種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第3種IP電話契約申込の承諾)

第18条の11 当社は、第3種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第3種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が、第3種IP電話サービス又はYahoo!BB光サービス等に係る料金その他の費用（接続型に係る第3種IP電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第42条（利用に係るIP電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 接続型に係る第3種IP電話契約の申込にあつては、その専用契約者回線について、専用サービス契約約款の規定により当社がIP接続専用サービスに係る契約の申し込みを承諾しないとき。
 - (5) 申込者に係るYahoo!BB光サービス等が利用停止されている、又は同サービスの解除を受けたことがあるとき。
 - (6) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (7) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、接続型に係る第3種IP電話契約の申込みにあつては、申込者が、別に定める地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含みます。）の電気通信サービス（前項第4号に規定するIP接続専用サービスと相互に接続するものに限り、）の提供を受けないときは、その申込みを承諾しないものとします。

(機能コードの指定)

第18条の11の2 機能コードは、1の専用契約者回線ごとに、当社が指定します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、機能コードを変更することがあります。
- 3 前項の規定により機能コードを変更する場合には、あらかじめそのことを第3種IP電話契約者にお知らせします。

(第2種音声通信番号の付与)

第18条の12 当社は、第3種IP電話契約者に、その専用契約者回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第3種IP電話契約者にお知らせします。

(第2種音声通信番号の変更)

第18条の13 第3種IP電話契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、第2種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(変更等の通知)

第18条の14 第3種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第3種IP電話契約に係るYahoo!BB光サービス等の区分の変更
 - (2) 第3種IP電話契約者の住所の変更
 - (3) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第18条の11（第3種IP電話契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第18条の14の2（第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除）に定める解除の通知があつたものとして取り扱います。
 - 3 第3種IP電話契約者は、接続型に係る第3種IP電話契約の専用契約者回線の契約解除があつた場合には、そのことを速やかにIP電話サービス取扱所に通知していただきます。
 - 4 当社は、前項の通知があつたときは、第18条の14の2（第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除）に定める解除の通知があつたものとして取り扱います。
- (注1) 当社は、第1項の通知があつたときは、その通知のあつた事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第3種IP電話契約者から第1項の通知がないときは、第43条（協定事業者等からの通知）の通知により、第1項の通知があつたものとみなすことがあります。

(第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除)

第18条の14の2 第3種IP電話契約者は、第3種IP電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめIP電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(注) 当社は、第3種IP電話契約者から通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う第3種IP電話契約の解除)

第18条の14の3 当社は、次の場合には、その第3種IP電話契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務(接続型に係る第3種IP電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第23条(利用停止)の規定により第3種IP電話サービスの利用を停止された第3種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第3種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (5) 当社が、第3種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 前項第4号の場合において、第3種IP電話契約者に特別な事情があるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第18条の10(利用型に係る第3種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったときは、その第3種IP電話契約(利用型に係るものに限り、)を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第3種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種IP電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条の15 第3種IP電話サービスの利用の一時中断及び第3種IP電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。

2 第3種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 第4種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の16 当社は、1の特定他社接続回線ごとに1の第4種IP電話契約を締結します。この場合、第4種IP電話契約者は、1の第4種IP電話契約につき1人に限ります。

(第4種IP電話契約申込の方法)

第18条の17 第4種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 特定他社接続回線と接続する第4種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
- (2) 相互に接続する特定他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
- (3) その他特定他社接続回線と接続する第4種IP電話契約の申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第4種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第4種IP電話契約申込の承諾)

第18条の18 当社は、第4種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第4種IP電話サービスの料金又は工事に関する費用(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用

であって、当社が設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 特定他社接続回線との相互接続に関して、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき又はその申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種音声通信番号の付与)

第18条の19 当社は、第4種IP電話契約者に、その特定他社接続回線について、第2種音声通信番号を料金表に定めるところにより付与します。

2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第4種IP電話契約者にお知らせします。

(特定他社接続回線の移転)

第18条の19の2 第4種IP電話契約者は、特定他社接続回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の18(第4種IP電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第18条の20 第4種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱所に通知していただきます。

(1) 第4種IP電話契約者の住所の変更

(2) 第4種IP電話契約に係る特定他社接続回線の移転

2 当社は、前項の通知の内容が第18条の18(第4種IP電話契約申込の承諾)第2項に該当するときは、第18条の22(その他の提供条件)に定める解除の通知があったものとして取り扱います。

3 第4種IP電話契約者は、第4種IP電話契約に係る特定他社接続回線の契約解除があった場合には、そのことを速やかにIP電話サービス取扱所に通知していただきます。

4 当社は、前項の通知があったときは、第18条の22(その他の提供条件)に定める解除の通知があったものとして取り扱います。

(注1) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注2) 当社は、第4種IP電話契約者から第1項又は第3項の通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う第4種IP電話契約の解除)

第18条の21 当社は、次の場合には、その第4種IP電話契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。)について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第23条(利用停止)の規定のより第4種IP電話サービスの利用を停止された第4種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 第4種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(4) 連続する12料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。

(5) 当社が、第4種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用を申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 前項第4号の場合において、第4種IP電話契約者に特別の事情があるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。

3 当社は前2項の規定により、その第4種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種IP電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条の22 第4種IP電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。

- 2 機能コードの指定、第2種音声通信番号の変更及び第4種 I P 電話契約者が行う第4種 I P 電話契約の解除の取扱いについては、第3種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 3 第4種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4節 第5種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の23 当社は、1の端末回線ごとに1の第5種 I P 電話契約を締結します。この場合、第5種 I P 電話契約者は、1の第5種 I P 電話契約につき1人に限ります。

(第5種IP電話契約の締結に係る条件)

第18条の24 当社は、別に定める電気通信サービスの提供を行う電気通信事業者に限り、第5種 I P 電話契約を締結するものとします。

(端末回線の終端)

第18条の25 当社は、第5種 I P 電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第5種 I P 電話契約者と協議します。

(予備端末回線の提供)

第18条の26 当社は、1の端末回線の提供にあたり、予備端末回線（端末回線を使用することができない場合に、第5種 I P 電話サービスを継続して利用するために、端末回線に代わり使用する端末回線をいいます。）を第5種 I P 電話契約者が指定した場所に設置するものとします。この場合において、その予備端末回線に係る料金及び工事に関する費用は、第5種 I P 電話サービスの端末回線に係るものと併せて設定します。

(第5種IP電話契約申込の方法)

第18条の27 第5種 I P 電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 端末回線の終端の場所
- (2) その他第5種 I P 電話契約の申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第5種 I P 電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第5種IP電話契約申込の承諾)

第18条の28 当社は、第5種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第5種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第5種 I P 電話サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第42条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(機能コードの指定)

第18条の29 機能コードは、1の音声通信番号ごとに、当社が指定します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、機能コードを変更することがあります。

3 前項の規定により機能コードを変更する場合は、あらかじめそのことを第5種 I P 電話契約者に通知します。

(第2種音声通信番号の付与)

第18条の30 当社は、第5種 I P 電話契約者に、その端末回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

2 当社は、 I P 電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第5種 I P 電話契約

者にお知らせします。

(端末回線の移転)

第 18 条の 31 第 5 種 I P 電話契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 18 条の 28 (第 5 種 I P 電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第 18 条の 32 第 5 種 I P 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第 5 種 I P 電話契約者の住所の変更
- (2) 通信料金等請求書の送付先の変更

2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 28 (第 5 種 I P 電話契約申込の承諾) 第 2 項に該当するときは、第 18 条の 34 (その他の提供条件) の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注) 当社は、第 1 項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(当社が行う第 5 種 I P 電話契約の解除)

第 18 条の 33 当社は、次の場合には、その第 5 種 I P 電話契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により第 5 種 I P 電話サービスの利用を停止された第 5 種 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
- (4) 当社が、第 5 種 I P 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 前項第 3 号の場合において、第 5 種 I P 電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して取り扱います。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、第 18 条の 24 (第 5 種 I P 電話契約の締結に係る条件) を満たさなくなったときは、その第 5 種 I P 電話契約を解除します。

4 当社は、前 3 項の規定により、その第 5 種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 5 種 I P 電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条の 34 第 5 種 I P 電話契約者が行う第 5 種 I P 電話契約の解除の取扱いについては、第 3 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。

2 第 5 種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 5 節 緊急通報用 I P 電話契約

(契約の締結)

第 18 条の 35 当社は、緊急通報用 I P 電話サービスの提供を受ける者と緊急通報用 I P 電話サービスに係る契約 (以下「緊急通報用 I P 電話契約」といいます。) を締結します。

(電話サービス等契約約款の準用)

第 18 条の 36 緊急通報用 I P 電話サービスに関する提供条件については、電話サービス等契約約款の緊急通報用電話サービス等の規定を準用します。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 19 条 当社は、I P 電話契約者から請求があったときは、その I P 電話契約について料金表により付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

第 20 条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている I P 電話契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第 21 条 当社は、付加機能を利用している I P 電話契約者（第 4 種 I P 電話契約者及び第 5 種 I P 電話契約者を除きます。）から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 6 章 回線相互接続

(相互接続点の所在地の変更)

第 21 条の 2 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

第 21 条の 3 当社は、第 4 種 I P 電話契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 18 条の 18（第 4 種 I P 電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 7 章 利用中止等

(利用中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の利用契約者回線、専用契約者回線等及び端末回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第 21 条の 2（相互接続点の所在地の変更）の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
 - (4) 第 27 条（通信利用の制限）の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
 - (5) I P 電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス又は Y a h o o ! B B 光サービス等が利用中止になったとき。
- 2 当社は、前項の規定により I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P 電話契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 23 条 当社は、I P 電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間、その I P 電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 42 条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、端末回線に当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (3) 第 27 条（通信利用の制限）に規定する態様で国際通信を行ったとき。
 - (4) I P 電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス又は Y a h o o ! B B 光サービス等が利用停止になったとき。
 - (5) 第 15 条の 2（第 1 種 I P 電話サービスに係る利用限度額）第 7 項、第 18 条の 15（その他の提供条件）又は第 18 条の 22（その他の提供条件）に基づき、当社が I P 電話契約者本人であることを確認できないとき。
 - (6) I P 電話契約者が、I P 電話契約の申込、I P 電話契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申出を行い、I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第 17 条（当社が行う第 1 種 I P 電話契約の解除）第 1 項第 1 号、第 18 条の 14 の 3（当社が行う第 3 種 I P 電話契約の解除）第 1 項第 1 号、第 18 条の 21（当社が行う第 4 種 I P 電話契約の解除）第 1 項第 1 号又は第 18 条の 33（当社が行う第 5 種 I P

電話契約の解除) 第1項第1号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのIP電話サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりそのIP電話サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP電話契約者に通知します。

ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第24条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、IP電話契約者が当社のIP電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのIP電話サービス、基本機能又は付加機能について接続休止(そのIP電話サービス、基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP電話サービス、基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのIP電話契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのIP電話契約は解除又は基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのIP電話契約者にそのことを通知します。

第8章 音声通信

(音声通信の種類)

第25条 音声通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第26条 音声通信の品質については、そのIP電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

(通信利用の制限)

第27条 当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。

(1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、利用契約者回線、専用契約者回線、特定他社接続回線又は端末回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている利用契約者回線、専用契約者回線、特定他社接続回線又は端末回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる音声通信の利用を中止する措置(特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。)

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置

2 IP電話契約者は、次に掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。

(1) 本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備(利用契約者回線、専用契約者回線又は

特別他社接続回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。）等において、業として内容を変更することなく媒介すること。

- (2) 当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のコールバックサービス（本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用し又は他人に利用させること。

方式の別	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、I P電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係るI P電話サービスの通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(利用契約者回線による制約)

- 第 28 条** 第1種I P電話契約者は、利用契約者回線に係る協定事業者の契約約款に規定するところにより、利用契約者回線を使用することができない場合においては、第1種I P電話サービスを利用することはできません。
- 2 前項に規定するほか、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象により、利用契約者回線が全く利用できない状態となる場合（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、第1種I P電話サービスを利用することができないことがあります。

(電気通信番号の利用に係る制約)

第 29 条 当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。

(注) 別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。

- ア 第1種I P電話サービスについて、協定事業者の緊急通報に関する電気通信番号（電気通信番号規則第11条に規定する110番、118番又は119番をいいます。）
- イ 事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定するものをいいます。）に係る電気通信番号（当社が別に定めるものを除きます。）
- ウ その他当社が別に定める電気通信番号

(発信電気通信番号通知)

第 30 条 利用契約者回線、専用契約者回線、特定他社接続回線又は端末回線からの音声通信（料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。）については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回線、専用契約者回線、特定他社接続回線、端末回線又は別に定める電気通信事業者のI P電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通信
- 2 当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回線、専用契約者回線、特定他社接続回線、端末回線又は別に定める電気通信事業者のI P電話サービスに係る電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- (注2) 当社は、第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス及び第5種I P電話サービスにおいては、緊急通報用I P電話サービスに係る電話番号等を利用して行う通話等（第1項第1号に定める通話等を除きます。）について、音声通信番号のほか、当該第3種I P電話契約者、第4種I P電話契約者又は第5種I P電話契約者の氏名及び住所を通知することがあります。

(通信時間の測定等)

第 31 条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第32条 当社が提供する I P 電話サービスに係る料金は、料金表第1表（料金）に規定する月額料金及び通信料金とします。
- 2 当社が提供する I P 電話サービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費、線路設置費及び設備費とします。

第2節 料金の支払義務

(月額料金の支払義務)

- 第33条 第1種 I P 電話契約者は、その第1種 I P 電話契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（月額料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。
- ただし、料金表第1表第1（月額料金）に別段の定めがある場合はその定めるところによります。
- 2 第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者又は第5種 I P 電話契約者は、その第3種 I P 電話契約、第4種 I P 電話契約又は第5種 I P 電話契約に基づいて I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能（第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス及び第5種 I P 電話サービス並びに同サービスに係る基本機能及び付加機能に限ります。）の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。
- 3 前2項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、I P 電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止（第15条の2（第1種 I P 電話サービスに係る利用限度額）第4項、第18条の15（その他の提供条件）又は第18条の22（その他の提供条件）に基づき、利用限度額を超えたことにより、I P 電話サービスの提供を行わない場合を含みます。）があったときは、I P 電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、I P 電話契約者は、次の場合を除き、I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金						
<p>1 I P 電話契約者の責めによらない理由により、その I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態（当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき</p> <p>ただし、第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス及び第5種 I P 電話サービスにおいては、利用できない状態が I P 電話契約者の都合により連続する場合を除きます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 I P 電話サービスの場合</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの場合</td> <td>72 時間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時間	第1種 I P 電話サービスの場合	24 時間	第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの場合	72 時間	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金（料金表第1表第1（月額料金）に定める第1種 I P 電話サービスのプラン2に係る基本料については、プラン1に係るものを準用します。以下この表において同じとします。）</p>
区 分	時間						
第1種 I P 電話サービスの場合	24 時間						
第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの場合	72 時間						
2 当社の故意又は重大な過失により、その I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金						
3 I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の接続休止をし	I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の接						

たとき	続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金
4 利用契約者回線及び端末回線の移転又は相互接続点の変更等に伴って、I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（I P 電話契約者の都合により I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金

4 第2項の期間において、第3種 I P 電話契約者（接続型のものに限り、以下第4項において同じとします。）が専用契約者回線を利用することができないため、当社の第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 専用サービス契約約款の規定による利用の一時中断、利用停止又は I P 接続専用サービスに係る契約の解除その他第3種 I P 電話契約者に帰する理由により、専用契約者回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第3種 I P 電話契約者は、次の場合を除き、専用契約者回線を利用することができないため、第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第3種 I P 電話契約者の責めによらない理由により、専用契約者回線を利用することができない状態（専用契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能が全く利用できなかった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（72時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失により、当該専用契約者回線を利用することができないため、その第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第3種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金

5 第2項の期間において、第4種 I P 電話契約者が特定他社接続回線を利用することができないため、当社の第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第4種 I P 電話契約者に帰する理由により、特定他社接続回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第4種 I P 電話契約者は、次の場合を除き、特定他社接続回線を利用することができないため、第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第4種 I P 電話契約者の責めによらない理由により、特定他社接続回線を利用することができない状態（特定他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能が全く利用できなかった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（72時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金
2 特定他社接続回線に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該特定他社接続回線を利用することができないため、その第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第4種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金

- 6 当社は、料金表第1表第1（月額料金）に定める第1種IP電話サービスのプラン2について、その利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合は、第3項第3号の表は適用しないものとします。
- 7 本条第3項第3号、第4項第2号及び第5項第2号の表の適用にあたり、料金表第1表第1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。
- 8 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

- 第34条** IP電話契約者は、音声通信について、第31条（通信時間の測定等）及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
- 2 IP電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、IP電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
 - 3 次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
 - (1) 緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信回線（110番、118番又は119番）への通信
 - (2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行うIP電話サービス取扱所等との通信であつて、当社の指定したものへの通信

（工事費の支払義務）

- 第35条** IP電話契約者は、IP電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。
- ただし、工事の着手前にそのIP電話契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があつた場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、解除等があつたときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

- 第35条の2** IP電話契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には料金表第2表（工事費に関する費用）に規定する線路設置費を支払っていただきます。
- ただし、端末回線の設置工事等の着手前にそのIP電話契約の解除があつた場合は、この限りでありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
- (1) 端末回線の終端が区域外となる第5種IP電話契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 移転後の端末回線の終端が区域外となる端末回線の移転の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 IP電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があつたときは、前項の規定にかかわらず、解除等があつたときまでに着手した工事（区域外における端末回線の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

- 第35条の3** IP電話契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する第5種IP電話契約の申込み（端末回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する設備費を支払っていただきます。
- ただし、端末回線の設置工事等の着手前に解除等があつた場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。
- 2 IP電話契約者は工事の着手後完了前に解除等があつたときは、前項の規定にかかわらず、解除等があつたときまでに着手した工事（前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法及び支払い等

(料金の計算方法及び支払い等)

第36条 料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 I P電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 I P電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

第38条の2 接続型に係る第3種I P電話契約者は、その第3種I P電話契約に基づいて使用する専用契約者回線の料金等（第3種I P電話サービスに係る専用契約者回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 第4種I P電話契約者は、その第4種I P電話契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等（第4種I P電話サービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

3 専用契約者回線の料金等及び特定他社接続回線の料金等に関するその他提供条件（責任の制限を含みます。）は、この約款及び料金表に定めるところによります。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第38条の3 第3種I P電話契約者、第4種I P電話契約者及び第5種I P電話契約者は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を、当社が当該協定事業者から譲り受け、その債権額をI P電話サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

この場合において、当社及び協定事業者は、第3種I P電話契約者、第4種I P電話契約者及び第5種I P電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するI P電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第38条の4 第4種I P電話契約者は、第4種I P電話サービスに係る債権を当社がその特定他社接続回線に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその協定事業者は、第4種I P電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第10章 保守

(修理又は復旧の順位)

第39条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第27条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのIP電話契約に係るもの 水防機関とのIP電話契約に係るもの 消防機関とのIP電話契約に係るもの 災害救助機関とのIP電話契約に係るもの 警察機関とのIP電話契約に係るもの 防衛機関とのIP電話契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの 選挙管理機関とのIP電話契約に係るもの 別記13に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのIP電話契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのIP電話契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのIP電話契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、IP電話サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかった原因が本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。）は、そのIP電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態をなる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第33条（月額料金の支払義務）第3項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該IP電話契約者の損害を賠償します。

ただし、次の場合についてはこの限りではありません。

- (1) 協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合
 - (2) オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象によりIP電話サービスが全く利用できない状態となる場合
 - (3) 料金表第1表第1（月額料金）に定める第1種IP電話サービスのプラン2について、その利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合
- 2 前項の場合において、当社は、IP電話サービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間（第33条（月額料金の支払義務）第3項第3号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限りま。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表に規定する月額料金（料金表第1表第1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料を除くものとし、第1種IP電話サービスのプラン2に係る基本料については、プラン1に係るものを準用します。）
 - (2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する通信料金（IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び6の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりIP電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。

- 6 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第31条（通信時間の測定等）の規定に従って調整します。
- 7 第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

（免責）

第40条の2 当社は、端末回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、第5種IP電話契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通話等に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準を含みます。）の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、第5種IP電話契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第12章 雑則

（他の電気通信事業者との利用契約の締結）

第40条の3 IP電話契約（第3種IP電話契約、第4種IP電話契約及び第5種IP電話契約に限ります。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。

ただし、IP電話契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結したIP電話契約者（第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者及び第5種IP電話契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

ただし、そのIP電話契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（注）本条において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙2に定めるところによります。

（承諾の限界）

第41条 当社は、IP電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（特定他社接続回線を使用する場合において、当社の電気通信設備と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係るIP電話契約者の義務）

第42条 IP電話契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP電話契約に基づき設置した端末回線を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線に線状その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護の必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) IP電話契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP電話契約に基づき設置した端末回線に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社がIP電話契約に基づき設置した端末回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 IP電話契約者は、前項の規定に違反して端末回線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(IP電話契約者からの端末回線の設置場所の提供等)

第42条の2 IP電話契約者からの端末回線の設置場所の提供等については、別記9に定めるところによります。

(協定事業者等からの通知)

- 第43条 当社は、第1種IP電話契約者が第14条(変更等の通知)第1項による届出を行わなかった場合又は第4種IP電話契約者が第18条の20(変更等の通知)第1項又は第3項による届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、IP電話契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。
- 2 当社は、第3種IP電話契約者(接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型(タイプ8に係るものに限ります。)に係る第1種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。以下この条において同じとします。)が第18条の10(第3種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定める条件を満たさなくなった場合又は第18条の14(変更等の通知)第1項による届出を行わなかった場合は、別に定める電気通信事業者から、第3種IP電話契約者のYahoo!BB光サービス等の契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることに同意していただきます。
- 3 料金表に定める基本料に関する取扱いの提供を受けている第3種IP電話契約者(接続型に係るものに限ります。)は、当社がその業務遂行に必要な範囲において、別に定める電気通信事業者から、そのIP電話契約者が当該電気通信事業者との間で締結している契約に係る氏名、住所及び電話番号等について、通知を受けることについて同意していただきます。
- 4 当社は、第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者がそれぞれ第18条の14の2(第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除)、第18条の22(その他の提供条件)又は第18条の34(その他の提供条件)に定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、第2種音声通信番号に係る第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(協定事業者への通知)

第43条の2 当社は、第40条の3(他の電気通信事業者との利用契約の締結)第1項に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結している第5種IP電話契約者の氏名、住所、及び第2種音声通信番号を通知することがあります。

(別に定める電気通信事業者への通知)

- 第43条の2の2 第3種IP電話契約者(接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型(タイプ8に係るものに限ります。)に係る第1種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。以下この条において同じとします。)は、第18条の10(第3種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定める条件を満たさなくなった場合に、当社が別に定める電気通信事業者に第3種IP電話契約者に係る氏名及び住所等を通知することに同意していただきます。
- 2 第4種IP電話契約者は、料金表第1表第2(通信料金)に定める通信料金の取扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、当社が別に定める電気通信事業者へ、第4種IP電話契約者の氏名及び住所等を通知することにあらかじめ同意していただきます。
- (注1) 本条第1項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクBB株式会社とします。
- (注2) 本条第2項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

(他の電気通信事業者への通知)

- 第43条の2の3 IP電話契約者は、第16条(第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除)、第17条(当社が行う第1種IP電話契約の解除)、第18条の14の2(第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除)、第18条の14の3(当社が行う第3種IP電話契約の解除)、第18条の21(当社が行う第4種IP電話契約の解除)、第18条の22(その他の提供条件)、第18条の33(当社が行う第5種IP電話契約の解除)又は第18条の34(その他の提供条件)の規定に基づきIP電話契約を解除した後、現にIP電話サービスの料金その他の債務の支払いがない場合は、別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、別に定めるところにより不払いに関するIP電話契約者の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- (注1) 本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクBB株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社とします。
- (注2) 本条に規定する別に定める内容は、プライバシーポリシーに定めるものとします。

(第4種IP電話契約者の親族等への通知)

第 43 条の2の4 第4種 I P 電話契約者は、その親族等からの請求に基づき、料金表第1表第2（通信料金）に定める通信料金の取扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、当社又は別に定める電気通信事業者より、第4種 I P 電話契約者の氏名及び住所等を通知することにあらかじめ同意していただきます。

(注) 本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

(郵送等によるIP電話契約者への通知)

第 43 条の2の5 当社は、当社から I P 電話契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあった I P 電話契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。

2 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

(電話帳)

第 43 条の3 当社は、第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者又は第5種 I P 電話契約者から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した第2種音声通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(電話番号案内)

第 43 条の4 当社は、第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者又は第5種 I P 電話契約者から請求があったときは、当社が付与した第2種音声通信番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(当社電話番号案内)

第 43 条の5 当社は、第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスについて、当社が付与した第2種音声通信番号、電話サービス等契約約款に定める加入契約者回線番号若しくは登録番号又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号（以下「番号案内に係る電話番号等」といいます。）の案内（以下「当社電話番号案内」といいます。）を行います。

2 前項に規定するほか、当社番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス等契約約款に規定するものを準用することとします。

(番号情報の提供)

第 43 条の6 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報（第43条の3（電話帳）、第43条の4（電話番号案内）及び第43条の5（当社電話番号案内）の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった第2種音声通信番号に係る情報に限り。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限り。）に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

(注5) 本条第1項に規定する登録番号については、当社が別に定めるものに限り。

(別に定める電気通信事業者によるIP電話サービスに関する料金の回収代行)

第 43 条の7 当社は、I P 電話契約者（第1種 I P 電話契約者及び接続型に係る第3種 I P 電話契約者に限り。）以下第1項において同じとします。）から請求があったときは、当社がこの約款の規定によりその I P 電話契約者に請求す

ることとした料金又は工事に関する費用について、次の場合を除いて、当社の代理人として別に定める電気通信事業者が請求し回収する取扱いを行います。

- (1) その I P 電話契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その I P 電話契約者の請求について、当該電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、この約款の規定によりその第 3 種 I P 電話契約者（接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型（タイプ 8 に係るものに限ります。）に係る第 1 種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。以下第 2 項において同じとします。）に請求することとした料金（第 38 条の 3（協定事業者に係る債権の譲受等）に規定する電報サービス又は料金表に規定する他社音声通信に係るものを含みます。以下第 2 項において同じとします。）又は工事に関する費用について、次の場合を除いて、当社の代理人として別に定める電気通信事業者が請求し回収する取扱いを行います。
- (1) その第 3 種 I P 電話契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その第 3 種 I P 電話契約者への料金又は工事に関する費用の請求について、当該電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他第 3 種 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3 前 2 項の規定により当該電気通信事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 電話契約者が、当該電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその電気通信事業者に支払わないときは、その I P 電話契約者に係る前 2 項の取扱いを廃止します。
- (注) 第 1 項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とし、第 2 項に規定する別に定める電気通信事業者は、ヤフー株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社又はソフトバンク B B 株式会社とします。

(特約条項等)

第 43 条の 8 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、I P 電話契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、I P 電話サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と I P 電話契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

ただし、事業法第 7 条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、この限りではありません。

(法令に規定する事項)

第 44 条 I P 電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記 6 から 8 までに定めるところによります。

(閲覧)

第 45 条 第 3 種 I P 電話サービス（接続型に係るものに限ります。）における基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 46 条 I P 電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 10 から 12 に定めるところによります。

別記

1 IP電話サービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第1種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）のもの
 - イ 相互接続点から端末回線の終端又はサービス接続点（IP電話サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信サービスとの接続点をいいます。以下同じとします。）間のもの
 - ウ 相互接続点から本邦外の別紙4に定める地域（以下「取扱地域」といいます。）間のもの
- (2) 当社が提供する第3種IP電話サービス及び第4種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点又はサービス接続点相互間（同一の相互接続点又はサービス接続点に終始する場合があります。）のもの
 - イ 相互接続点又はサービス接続点から端末回線の終端間のもの
 - ウ 相互接続点又はサービス接続点から取扱地域間のもの
- (3) 当社が提供する第5種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 端末回線の終端相互間のもの
 - イ 端末回線の終端から相互接続点又はサービス接続点間のもの
 - ウ 端末回線の終端から取扱地域間のもの

2 IP電話契約者の氏名の変更

- (1) IP電話契約者がそのIP電話契約の氏名を変更する場合には、当社所定の書面に、氏名の変更を証明する書類を添えて、契約事務を行う当社のIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、届出のあった変更後の氏名が第10条（第1種IP電話契約申込の承諾）第2項第2号、第18条の11（第3種IP電話契約申込の承諾）第2項第2号、第18条の18（第4種IP電話契約申込の承諾）第2項第2号又は第18条の28（第5種IP電話契約申込の承諾）第2項第2号に該当する場合を除き、届出の書面に記載された時刻に氏名の変更があったものとして取り扱います。

3 IP電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIP電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 電話帳

- (1) 当社は、第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者から請求があったときは、第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者の氏名、住所及び第2種音声通信番号等を電話帳に掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略及び重複掲載その他の取扱いについては、電話サービス等契約約款の規定を準用するものとします。

5 緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号

緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

区 別	電気通信番号
警察機関に提供されるもの	110
海上保安機関に提供されるもの	118
消防機関に提供されるもの	119

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

7 IP電話契約者に係る情報の利用

- (1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、IP電話契約者に係る情報（申込時又はIP電話サービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

- ア IP電話契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のIP電話契約者に対する取扱い業務
 - イ 課金計算に係る業務
 - ウ 料金請求に係る業務
 - エ 市場調査及びその分析
 - オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - カ 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しIP電話契約者に係る個人情報を提供すること
 - キ 情報通信業界の発展及びIP電話契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務
 - ケ その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- (2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、IP電話契約者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- ア (1)のアからオ及びキ（アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
 - イ 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- (3) (2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該IP電話契約者に係る情報について責任を有するものとします。
- (4) IP電話契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。
- (注1) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。）」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。
- (注2) 当社は、別に定める共同利用者を注1の「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。
- 8 電気通信番号の利用
- IP電話契約者は、第30条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。
- 9 IP電話契約者からの端末回線の設置場所の提供等
- (1) 端末回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この9において同じとします。）又は建物内において、当社が端末回線を設置するために必要な場所は、そのIP電話契約者から提供していただきます。
 - (2) 当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、IP電話契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはIP電話契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - (3) 当社がIP電話契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IP電話契約者から提供していただくことがあります。
- 10 通信料金明細書の送付
- (1) 当社は、IP電話契約者（第3種IP電話契約者（接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型（タイプ8に係るもの）に限ります。）に係る第1種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。）、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者を除きます。以下この10において同じとします。）から請求があったときは、そのIP電話契約者の支払いに係る音声通信の通信料金明細書を送付します。
この場合、通信料金明細書には、次の種類があり、IP電話契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。
 - ア 第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約の区域内通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの
 - イ 第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの
 - (2) (1)の場合に、第3種IP電話契約における移動体電話設備及び特定IP電話設備への着信に係る国内通信については、区域外通信とみなして取り扱います。
 - (3) IP電話契約者は、(1)アに規定する通信料金明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（付帯サービスに関する料金）に規定する明細書発行手数料を、当社が別に定める方法により、支払っていただきます。
 - (4) IP電話契約者は、(1)の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料（実費）の

支払いを要します。

- (5) (1)の請求をしその承諾を受けた I P 電話契約者が、その通信料金明細書において電話サービス等契約約款に規定する電話等契約（会議電話サービス等契約を除きます。以下この 10 において同じとします。）の通話等に係る通話等料金明細の提供を受ける場合は、(1)ア及びイをそれぞれ次のとおり読み替えて適用することがあります。

ア 第 1 種 I P 電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第 3 種 I P 電話契約の区域内通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区域内通話等、隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの

イ 第 1 種 I P 電話契約の国際通信並びに第 3 種 I P 電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの

11 第 3 種 P 電話サービスに係る請求額情報の通知等

- (1) 当社は、第 3 種 I P 電話サービス（接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型（タイプ 8 に係るもの）に限ります。）に係る第 1 種オープンデータ通信網契約の締結を条件として提供する場合を除きます。以下この 11 において同じとします。）について、その第 3 種 I P 電話サービスの料金等の請求額情報（その第 3 種 I P 電話契約者に係る第 3 種 I P 電話サービスの料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）を、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報等の通知」といいます。）する取扱いを行います。

- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その第 3 種 I P 電話契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を第 3 種 I P 電話契約者に通知したものとします。

12 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

当社は、次により天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス	1 7 7
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1
備考 第 3 種 I P 電話サービスの専用契約者回線、第 4 種 I P 電話サービスの特定他社接続回線又は第 5 種 I P 電話サービスの端末回線に限り提供します。		

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（ 1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(特定他社接続回線等の料金等)

- 1 特定他社接続回線の料金等（第4種IP電話サービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。）については、当社が設定するものとします。
- 2 専用契約者回線の料金等（第3種IP電話サービス（第3種IP電話契約に係る種類が接続型である場合に限ります。）に係る専用契約者回線の料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。）については、この約款において設定するものとします。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、IP電話契約者がそのIP電話契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、第1表第1（月額料金）に特段の定めがある場合は、その定めによるものとし、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るものについては、(1)から(3)の適用は行わないものとします。
 - (1) 暦月の初日以外の日にIP電話サービス、基本機能又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にIP電話サービスの解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日にIP電話サービス又は基本機能若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのIP電話サービスの解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 第33条（月額料金の支払義務）第3項第3号、第4項第2号及び第5項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条（月額料金の支払義務）第3項第3号の表の1欄、第4項第2号の表の1欄及び第5項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 6 当社は、IP電話契約者がそのIP電話契約に基づき支払う通信料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。約款及び以下料金表において同じとします。）に従って計算します。ただし、IP電話契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その音声通信（当社が別に定めるものに限ります。）に係る通信料金について、随時に計算することがあります。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、6の規定の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。この場合において、第1（月額料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の支払い)

- 9 IP電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又はIP電話サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9の規定にかかわらず、IP電話契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 当社は、IP電話契約者（第1種IP電話契約者に限ります。以下この11において同じとします。）の1月の支払額（この約款に定める料金（IP電話契約者が、電話サービス等契約約款に定める電話等契約者又はオープンデータ通信網サービス契約約款に定めるオープンデータ通信網契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。）のうち、当社が別に定める料金に係るものを含みます。）が3,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定

する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ I P 電話契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第 33 条(月額料金の支払義務)から第 35 条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第 63 条の 2 に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

14 13 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、I P 電話契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

15 13 の規定にかかわらず、国際通信に係るものについては消費税相当額を加算しないものとします。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P 電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金
 第1 月額料金
 1 適用

月額料金の適用については、第33条（月額料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用							
(1) 利用種別の適用	<p>当社は、2（料金額）に規定する(1)基本料を適用するため、第3種IP電話契約（接続型に係るもの及び利用型であって特定接続回線型（タイプ8に係るものに限ります。）に係る第1種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。）について、次のとおり利用種別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独用</td> <td>その専用契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される1の住宅であって、その第3種IP電話契約者の名義が個人であるもの</td> </tr> <tr> <td>共同住宅用</td> <td>第3種IP電話契約者の名義が個人であるもののうち、単独用以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 当社は、ソフトバンクBB株式会社のYahoo!BB光ホームサービス規約に規定するYahoo!BB光ホームサービスを利用する場合に限り、単独用を提供します。 2 当社は、ソフトバンクBB株式会社のYahoo!BB光マンションサービス規約に規定するYahoo!BB光マンションサービス（第1種サービスに限ります。）を利用する場合に共同住宅用を提供します。</p>	区 分	適 用	単独用	その専用契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される1の住宅であって、その第3種IP電話契約者の名義が個人であるもの	共同住宅用	第3種IP電話契約者の名義が個人であるもののうち、単独用以外のもの
区 分	適 用						
単独用	その専用契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される1の住宅であって、その第3種IP電話契約者の名義が個人であるもの						
共同住宅用	第3種IP電話契約者の名義が個人であるもののうち、単独用以外のもの						
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、第1種IP電話サービスについて月額料金を適用するにあたり、次表のとおり、料金の適用の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>基本料について、利用契約者回線に係る基本料（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）と併せて設定するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 プラン1は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するものに限って提供します。 2 プラン2は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するものを除き提供します。</p>	種 類	内 容	プラン1	プラン2以外のもの	プラン2	基本料について、利用契約者回線に係る基本料（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）と併せて設定するもの
種 類	内 容						
プラン1	プラン2以外のもの						
プラン2	基本料について、利用契約者回線に係る基本料（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）と併せて設定するもの						

<p>(3) 音声通信番号及び利用者番号の付与に係る料金の適用</p>	<p>ア 音声通信番号の付与については、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 第1種IP電話サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="443 165 1476 264"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種IP電話サービスに係るもの</td> <td>利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第3種IP電話サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="443 300 1476 398"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3種IP電話サービスに係るもの</td> <td>専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第4種IP電話サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="443 434 1476 533"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4種IP電話サービスに係るもの</td> <td>特定他社接続回線について1の音声通信番号を付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 第5種IP電話サービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="443 568 1476 954"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5種IP電話サービスに係るもの</td> <td>(1) 当社は、第5種IP電話契約者にその端末回線について20,000の音声通信番号を付与するものとしします。 (2) 第5種IP電話契約者は、(1)の規定にかかわらず、その端末回線について、音声通信番号を追加する請求を行うことができます。 (3) 当社は(2)の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。 (4) (2)の請求をし、承諾を受けた第5種IP電話契約者は、追加した音声通信番号について、2(料金額)(2)に規定する追加番号使用料の支払いを要するものとしします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その他音声通信番号の付与に係る細目事項は、当社が別に定めるところによりします。</p>	区 分	適 用	第1種IP電話サービスに係るもの	利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの	区 分	適 用	第3種IP電話サービスに係るもの	専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの	区 分	適 用	第4種IP電話サービスに係るもの	特定他社接続回線について1の音声通信番号を付与するもの	区 分	適 用	第5種IP電話サービスに係るもの	(1) 当社は、第5種IP電話契約者にその端末回線について20,000の音声通信番号を付与するものとしします。 (2) 第5種IP電話契約者は、(1)の規定にかかわらず、その端末回線について、音声通信番号を追加する請求を行うことができます。 (3) 当社は(2)の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。 (4) (2)の請求をし、承諾を受けた第5種IP電話契約者は、追加した音声通信番号について、2(料金額)(2)に規定する追加番号使用料の支払いを要するものとしします。
区 分	適 用																
第1種IP電話サービスに係るもの	利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの																
区 分	適 用																
第3種IP電話サービスに係るもの	専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの																
区 分	適 用																
第4種IP電話サービスに係るもの	特定他社接続回線について1の音声通信番号を付与するもの																
区 分	適 用																
第5種IP電話サービスに係るもの	(1) 当社は、第5種IP電話契約者にその端末回線について20,000の音声通信番号を付与するものとしします。 (2) 第5種IP電話契約者は、(1)の規定にかかわらず、その端末回線について、音声通信番号を追加する請求を行うことができます。 (3) 当社は(2)の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。 (4) (2)の請求をし、承諾を受けた第5種IP電話契約者は、追加した音声通信番号について、2(料金額)(2)に規定する追加番号使用料の支払いを要するものとしします。																
<p>(4) 基本料に関する減額の適用</p>	<p>オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6(通常型に係るもの)に限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された利用契約者回線を利用するものについては、そのIP電話契約に係る基本料について1の利用契約者回線ごとに100円を減額して適用します。</p>																
<p>(5) ソフトバンクBB株式会社のサービス契約の締結を条件とするIP電話サービスの基本料に関する取扱いの適用</p>	<p>ア 当社は、IP電話契約者(第3種IP電話サービスに係るものであって、第3種IP電話契約の種類が接続型である場合に限り、以下この欄において同じとします。)からの申出により、ソフトバンクBB株式会社のサービス契約の締結を条件とするIP電話サービスの基本料に関する取扱い(以下「シティセイバー」といいます。)を行います。</p> <p>イ シティセイバーとは、IP電話契約者が、ソフトバンクBB株式会社のYahoo!BB光シティサービス規約に定めるYahoo!BB光シティサービスのサービス契約を締結することを条件に、1の専用契約者回線ごとに、基本料から450円(税込472.5円)を減額して適用することをいいます。</p> <p>ウ シティセイバーは、そのIP電話サービスの提供を開始後(その開始日にYahoo!BB光シティサービスの提供が開始されていない場合は、Yahoo!BB光シティサービスの開始後とします。)の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から適用を開始することとし、その次暦月以降においてもIP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとしします。終了の申込みがあった場合は、その終了日を含む暦月の末日まで、シティセイバーを適用するものとしします。</p> <p>エ 当社は、次の場合にはシティセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。</p> <p>(ア) シティセイバーの適用を受けている専用契約者回線に係るIP電話契約の解除があったとき</p>																
<p>(6) 端末回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用</p>	<p>端末回線の終端が加入区域外にある場合の加算額は、その端末回線の終端が収容されている収容IP電話サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱(端末回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>																

<p>(7) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>ア 当社は、I P電話サービスに係る音声通信番号について、1の音声通信番号ごとに2（料金額）に規定する(4)ユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社がI P電話契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。</p> <p>ウ 当社はユニバーサルサービス料について、通則4に規定する日割を行いません。</p>										
<p>(8) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 第1種I P電話サービスの最低利用期間は、第1種I P電話サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>イ I P電話契約者は、最低利用期間内に当該契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（第1（月額料金））に相当する額を一括して支払っていただきます。この場合、第1種I P電話サービスのプラン2に係る基本料については、プラン1に係るものを準用します。</p>										
<p>(9) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、1の専用契約者回線等ごとに第3種I P電話契約者（特定接続回線型（タイプ8に係るもの）に限り、）に係る第1種オープンデータ通信網契約の締結を条件とするものを除きます。以下(9)欄において同じとします。）又は第4種I P電話契約者から複数の付加機能（当社が次表において指定するものに限り、以下「指定付加機能」といいます。）について同時に申出があった場合に、2料金額(6)付加機能使用料に定めるそれぞれの料金額に代えて、次表に定める料金額（指定付加機能に係る付加機能使用料の合計額とします。）を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="443 824 1476 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 824 874 891">指定付加機能の組合せ</th> <th data-bbox="874 824 1476 891">料金額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 891 874 1137">(7) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック1)</td> <td data-bbox="874 891 1476 1137">900円 (税込945円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1137 874 1317">(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック2)</td> <td data-bbox="874 1137 1476 1317">630円 (税込661.5円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1317 874 1518">(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック3)</td> <td data-bbox="874 1317 1476 1518">800円 (税込840円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1518 874 1653">(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック4)</td> <td data-bbox="874 1518 1476 1653">530円 (税込556.5円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (ウ)及び(エ)に係る指定付加機能の組合せは、第4種I P電話契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、第3種I P電話契約者又は第4種I P電話契約者が指定付加機能のうち全て或いは一部の付加機能を廃止した場合は、その廃止を当社が承諾した日の属する暦月の末日においてこの適用の取扱いを終了するものとします。</p> <p>イ 当社は、1の音声通信番号ごとに第5種I P電話契約者から指定付加機能について同時に申出があった場合は、アの規定（第4種I P電話契約者に係るもの）に限り、）を準用するものとします。この場合において、「1の専用契約者回線等ごとに」及び「専用契約者回線等1回線ごとに」は「1の音声通信番号ごとに」と読み替えるものとします。</p>	指定付加機能の組合せ	料金額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)	(7) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック1)	900円 (税込945円)	(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック2)	630円 (税込661.5円)	(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック3)	800円 (税込840円)	(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック4)	530円 (税込556.5円)
指定付加機能の組合せ	料金額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)										
(7) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック1)	900円 (税込945円)										
(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック2)	630円 (税込661.5円)										
(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名：付加サービスパック3)	800円 (税込840円)										
(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名：付加サービスパック4)	530円 (税込556.5円)										

<p>(10) 国際クレジットコール機能の限定適用</p>	<p>当社は、電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話サービス等に係る電話等契約者がその第1種中継電話等契約を解除すると同時に、一般番号ポータビリティにより、同契約に係る電話番号等を第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、その第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者に第1種中継電話サービス等に係る電話等契約者が提供を受けていた国際クレジットコール機能を提供します。</p> <p>この場合において料金その他の取り扱いは、電話サービス等契約約款に規定する国際クレジットコール機能を準用します。</p>
-------------------------------	--

2 料金額

(1) 基本料

ア 第1種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
プラン1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	200円 (税込210円)
プラン2に係るもの	オープンデータ通信網サービス契約約款に定めるところによります。	

イ 第3種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
接続型に係るもの	1の専用契約者回線ごとに	950円 (税込997.5円)
利用型に係るもの		1,550円 (税込1,627.5円)

ウ 第4種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
第4種 I P 電話サービスに係るもの	1の特定他社接続回線ごとに	1,290円 (税込1,354.5円)

エ 第5種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
第5種 I P 電話サービスに係るもの	1の端末回線ごとに	20,000,000円 (税込21,000,000円)

(2) 追加番号使用料

区 分	単 位	料金額 (月額)
第5種 I P 電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	1,000円 (税込1,050円)

(3) 加算額

料 金 種 別	単 位	料金額 (月額)
区域外線路端末回線料	1の端末回線ごとに	別に算定する実費

(4) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1の音声通信番号ごとに	5円 (税込5.25円)

(5) 基本機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
1	音声通信番号又は契約者回線等の電話番号等を短縮した数字 (以下「短縮数字」といいます。) を利用してダイヤル発信させる機能をいいます。 (商品名: かんたんダイヤル)	-	-
短縮ダイヤル機能	適用		
	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の短縮ダイヤル機能に規定するものを準用することとします。		

(6) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
1	あらかじめ利用者 (付加機能の提供を受けるIP電話契約者をいいます。以下同じとします。) ごとに指定されたサービス番号を利用して行った国内通信を、あらかじめ利用者ごとに登録された専用契約者回線等又は端末回線の音声通信番号に着信させるとともに、その通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名: コレ・カード)	-	-
国内コレクトコール機能	備考		
	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該機能を利用して行う通信を接続する回線として、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の国内コレクトコール機能に規定するものを準用することとします。		
2	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国内通信を、あらかじめ利用者ごとに登録された音声通信番号に着信させるとともに、その通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名: コレ・カードS)	-	-
国内コレクトコールS機能	備考		
	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該機能を利用して行う通信を接続する回線として、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の国内コレクトコール機能Sに規定するものを準用することとします。		

3 国内 クレ ジット コー ル機 能	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国内通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名：クレ・カード)	-	-
	備 考	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の国内クレジットコール機能に規定するものを準用することとします。	
4 限定 通信 機能	利用者があらかじめ指定した地域にのみ通信を行うことができる機能をいいます。	-	-
	備 考	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の限定通話等機能に規定するものを準用することとします。	
5 発着 信専 用機 能	あらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について発信専用又は着信専用とする機能をいいます。 (商品名：発着信専用サービス)	-	-
	備 考	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発着信専用機能に規定するものを準用することとします。	
6 発信 電気 通信 番号 非通 知機 能	あらかじめ指定した利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)について、その音声通信番号を着信先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知しないようにする機能をいいます。	-	-
	備 考	(1) IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第1種IP電話サービスについては1の利用契約者回線ごとに、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号非通知機能に規定するものを準用することとします。	

7	発信電気通信番号表示機能	<p>第3種IP電話契約者若しくは第4種IP電話契約者の専用契約者回線等又は第5種IP電話契約者の端末回線へ通知される発信電気通信番号等（発信に係る電話番号等（音声通信番号を含みます。以下同じとします。）その他当社及び協定事業者が別に定める番号をいいます。以下同じとします。）を受信することができる機能をいいます。 （商品名：番号表示サービス）</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>400円 （税込420円）</p>
		<p>備考</p> <p>(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号表示機能に規定するものを準用することとします。</p>		
8	通信中着信機能	<p>利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線が通信中である場合に他から着信があることを知らせ、その専用契約者回線等又は端末回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、通信中の通信を保留にし、その着信に应答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 （商品名：キャッチ電話サービス）</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>300円 （税込315円）</p>
		<p>備考</p> <p>(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の通話中着信機能に規定するものを準用することとします。</p>		
9	自動着信転送機能	<p>利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線に着信する通信を自動的に端末設備のフックボタン等の操作により、他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。 （商品名：着信転送サービス）</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>500円 （税込525円）</p>
		<p>備考</p> <p>(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) この機能に係る通話等については、発信者からこの機能を利用している専用契約者回線等又は端末回線への通信と、その専用契約者回線等又は端末回線から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。 (5) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (6) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

10 迷惑通信おことわり機能	<p>利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、迷惑通信を防止したい旨の申出があった場合に、登録応答装置（その専用契約者回線等の第3種 I P 電話契約者若しくは第4種 I P 電話契約者又はその端末回線の第5種 I P 電話契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、I P 電話サービス取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。 （商品名：着信お断りサービス）</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種 I P 電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>600円 （税込630円）</p>
	備考	<p>(1) 第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種 I P 電話サービス又は第4種 I P 電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種 I P 電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の迷惑通話等おことわり機能に規定するものを準用することとします。</p>	
11 発信電気通信番号通知要請機能	<p>利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線へ発信電気通信番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等又はその他の電気通信回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電気通信番号等を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。 （商品名：番号通知リクエストサービス）</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種 I P 電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>200円 （税込210円）</p>
	備考	<p>(1) 第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種 I P 電話サービス又は第4種 I P 電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種 I P 電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号通知要請機能に係る規定するものを準用することとします。</p>	
12 簡易会議通信機能	<p>利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線が通信中に、その専用契約者回線等又は端末回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作を行うことにより、通信中以外の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等に接続して同時に3者間で通信ができるようにする機能をいいます。</p>	<p>1の専用契約者回線等又は第5種 I P 電話サービスに係る音声通信番号ごとに</p>	<p>500円 （税込525円）</p>
	備考	<p>(1) 第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種 I P 電話サービス又は第4種 I P 電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種 I P 電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の簡易会議電話等機能に係る規定を準用することとします。</p>	

第2 通信料金

1 適用

通信料金の適用については、第34条（通信料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 信 料 金 の 適 用									
(1) 料金額の設定	<p>通信料金の料金額は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間を併せて、当社が1のものとして定めます。</p> <p>ただし、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第5種IP電話サービスに係る音声通信のうち、他社音声通信（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものをいいます。以下同じとします。）についてはこの限りではありません。この場合において、当該他社音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるものとします。</p>								
(2) 音声通信の種類	<p>ア 音声通信には次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 国内通信</td> <td>(2) 以外の音声通信</td> </tr> <tr> <td>(2) 国際通信</td> <td> ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信 </td> </tr> </table> <p>イ 国内通信には次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) オンネット通信</td> <td> ア 利用契約者回線相互間の音声通信 イ 利用契約者回線から発信し、KDDI株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社STNet又はソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等（電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信であって、SIPプロトコルを利用して相互接続するもの ウ 専用契約者回線等又は端末回線相互間の音声通信 エ 専用契約者回線等又は端末回線から発信し、ソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等に着信する音声通信 </td> </tr> <tr> <td>(2) オフネット通信</td> <td>利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から発信する(1)以外の音声通信</td> </tr> </table>	(1) 国内通信	(2) 以外の音声通信	(2) 国際通信	ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信	(1) オンネット通信	ア 利用契約者回線相互間の音声通信 イ 利用契約者回線から発信し、KDDI株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社STNet又はソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等（電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信であって、SIPプロトコルを利用して相互接続するもの ウ 専用契約者回線等又は端末回線相互間の音声通信 エ 専用契約者回線等又は端末回線から発信し、ソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等に着信する音声通信	(2) オフネット通信	利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から発信する(1)以外の音声通信
(1) 国内通信	(2) 以外の音声通信								
(2) 国際通信	ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信								
(1) オンネット通信	ア 利用契約者回線相互間の音声通信 イ 利用契約者回線から発信し、KDDI株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社STNet又はソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等（電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信であって、SIPプロトコルを利用して相互接続するもの ウ 専用契約者回線等又は端末回線相互間の音声通信 エ 専用契約者回線等又は端末回線から発信し、ソフトバンクBB株式会社に係る契約者回線等に着信する音声通信								
(2) オフネット通信	利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から発信する(1)以外の音声通信								
(3) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信の適用	<p>当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係る国内通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">区域内通信</td> <td>同一の単位料金区域（電話サービス等契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。）内に終始する通信</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通信</td> <td>1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通信</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信</td> </tr> </table>	区域内通信	同一の単位料金区域（電話サービス等契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。）内に終始する通信	隣接区域内通信	1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通信	区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信		
区域内通信	同一の単位料金区域（電話サービス等契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。）内に終始する通信								
隣接区域内通信	1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通信								
区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信								
(4) 通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通信終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>（ア）回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>（イ）回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、その音声通信ごとに適用される料金表に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定にかかわらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>								

<p>(5) 当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>IP電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、IP電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(6) 通信料金の計算方法</p>	<p>当社は、音声通信に係る通信料金については、通信時間に基づいて計算します。</p>
<p>(7) 第2種移動体電話設備へ着信するオフネット通信に係る通信料金の適用</p>	<p>第2種移動体電話設備へ着信するオフネット通信に係る通信料金については、(6)の規定にかかわらず、1の音声通信ごとの料金額と一定の通信時間ごとの料金額を合計した料金額を適用します。</p>
<p>(8) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの適用 (商品名：ホワイトコール24)</p>	<p>ア 当社は、IP電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱い（以下「クロスセイバー」といいます。）を行います。</p> <p>イ クロスセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、1の特定他社接続回線ごとに、全時間帯における特定第1種移動体電話設備（ソフトバンクモバイル株式会社及び同社より電気通信役務の提供を受けてウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社が提供する第1種移動体電話設備をいいます。）に着信する国内通信（以下この欄において「指定音声通信」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。</p> <p>（ア） IP電話契約者又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限りません。以下同じとします。）が、ソフトバンクモバイル株式会社の別に定める電気通信サービスに係る契約（この場合において、同社より電気通信役務の提供を受けてウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社が提供する電気通信サービスに係る契約を除きます。）を締結し、別に定める割引の適用を受けること。</p> <p>（イ） IP電話契約者又はその親族等が、1の特定他社接続回線について（ア）の規定を満たすソフトバンクモバイル株式会社の3G通信サービス契約約款に定める契約者回線を、1以上登録すること。</p> <p>ウ クロスセイバーは、音声通信の料金明細内訳を記録しているIP電話契約者（第4種IP電話契約者（その特定他社接続回線について2（料金額）(6)付加機能使用料に規定する自動着信転送機能の提供を受けているものを除きます。））に限りません。以下この欄において同じとします。）の特定他社接続回線に限り、提供を受けることができます。</p> <p>エ クロスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日（申込の承諾を受けた日にIP電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日の前日とします。）を含む料金月の翌料金月（IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあつた日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においてもIP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバーの終了の申込みがあつた場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあつた日）まで、そのクロスセイバーを適用します。</p> <p>オ IP電話契約者は、イ（イ）の規定により登録したソフトバンクモバイル株式会社の3G通信サービス契約約款に定める契約者回線を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。</p> <p>カ 次の場合にはそのクロスセイバーは終了したものと取り扱います。</p> <p>（ア） クロスセイバーの取扱いを受けているIP電話契約者のIP電話契約の解除があつたとき。</p> <p>（イ） イに規定する要件を満たさなくなつたとき。</p>

2 料金額

(1) 国内通信に係るもの

ア オフネット通信に係るもの

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

区 分		料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種IP電話サービスに係るもの		8円 (税込8.4円)
第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るもの	区域内通信	7.99円 (税込8.3895円)
	隣接区域内通信	
	区域外通信	

(イ) 移動体電話設備への着信に係るもの

第1種移動体電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)	
	午前8時から午後11時まで	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時まで
第1種IP電話サービスに係るもの	18円 (税込18.9円)	
第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るもの	25円 (税込26.25円)	20円 (税込21円)
備考 別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備)に限り、以下同じとします。)に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。		

第2種移動体電話設備への着信に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
第2種移動体電話設備への着信に係るもの	1の音声通信ごとに	10円 (税込10.5円)
	60.0秒までごとに	10円 (税込10.5円)

(ウ) 特定IP電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種IP電話サービスに係るもの	8円 (税込8.4円)
第3種IP電話サービスに係るもの、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るもの	7.99円 (税込8.3895円)
備考 当社が別に定める特定IP電話設備への着信(別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。)に限り、以下同じとします。	

(2) 国際通信に係るもの

ア イ以外のもの

(単位:円)

地域区分	料 金 額 (1分までごとに)
アイスランド共和国	90
アイルランド	90
アゼルバイジャン共和国	100
アセンション島	255
アゾレス諸島	90
アフガニスタン・イスラム共和国	210

アメリカ合衆国	9
アラブ首長国連邦	110
アルジェリア民主人民共和国	255
アルゼンチン共和国	115
アルバ	150
アルバニア共和国	240
アルメニア共和国	225
アンギラ	260
アンゴラ共和国	145
アンティグア・バーブーダ	260
アンドラ公国	150
イエメン共和国	245
イスラエル国	110
イタリア共和国	90
イラク共和国	245
イラン・イスラム共和国	225
インド	100
インドネシア共和国	60
ウガンダ共和国	125
ウクライナ	100
ウズベキスタン共和国	240
ウルグアイ東方共和国	120
英領バージン諸島	260
エクアドル共和国	170
エジプト・アラブ共和国	125
エストニア共和国	240
エチオピア連邦民主共和国	255
エリトリア国	255
エルサルバドル共和国	140
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	90
オマーン国	245
オランダ王国	90
オランダ領アンティル	260
ガーナ共和国	150
カーボヴェルデ共和国	255
ガイアナ協同共和国	170
カザフスタン共和国	210
カタール国	130
カナダ	15
カナリー諸島	90
ガボン共和国	255

カメルーン共和国	225
ガンビア共和国	255
カンボジア王国	170
ギニア共和国	255
ギニアビサウ共和国	255
キプロス共和国	110
キューバ共和国	260
ギリシャ共和国	90
キリバス共和国	220
キルギス共和国	240
グアテマラ共和国	135
グアドループ島	110
グアム	55
クウェート国	110
クック諸島	220
グリーンランド	90
クリスマス島	70
グルジア	240
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	20
グレナダ	260
クロアチア共和国	240
ケイマン諸島	260
ケニア共和国	175
コートジボワール共和国	255
ココス諸島	70
コスタリカ共和国	140
コモロ連合	225
コロンビア共和国	115
コンゴ共和国	255
コンゴ民主共和国	255
サイパン	55
サウジアラビア王国	175
サモア独立国	220
サントメ・プリンシペ民主共和国	255
ザンビア共和国	185
サンピエール島・ミクロン島	110
サンマリノ共和国	90
シエラレオネ共和国	180
ジブチ共和国	230
ジブラルタル	90
ジャマイカ	230
シリア・アラブ共和国	185

シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	125
スイス連邦	90
スウェーデン王国	90
スーダン共和国	230
スペイン	90
スペイン領北アフリカ	90
スリナム共和国	170
スリランカ民主社会主義共和国	105
スロバキア共和国	165
スロベニア共和国	125
スワジランド王国	150
セーシェル共和国	255
赤道ギニア共和国	255
セネガル共和国	255
セルビア共和国	240
セントクリストファー・ネーヴィス	260
セントビンセント・グレナディーン諸島	230
セントヘレナ島	255
セントルシア	260
ソマリア民主共和国	255
ソロモン諸島	220
タークス・カイコス諸島	260
タイ王国	55
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国	255
台湾	30
タジキスタン共和国	240
タンザニア連合共和国	135
チェコ共和国	100
チャド共和国	255
中央アフリカ共和国	255
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	255
朝鮮民主主義人民共和国	140
チリ共和国	115
ツバル	220
ディエゴ・ガルシア	255
デンマーク王国	90
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	255
トケラウ諸島	220

ドミニカ共和国	230
ドミニカ国	260
トリニダード・トバゴ共和国	260
トルクメニスタン	240
トルコ共和国	90
トンガ王国	220
ナイジェリア連邦共和国	125
ナウル共和国	220
ナミビア共和国	235
ニウエ	220
ニカラグア共和国	140
ニジェール共和国	225
ニューカレドニア	220
ニュージーランド	70
ネパール連邦民主共和国	105
ノーフォーク島	80
ノルウェー王国	90
バーレーン王国	110
ハイチ共和国	260
パキスタン・イスラム共和国	105
バチカン市国	90
パナマ共和国	115
バヌアツ共和国	220
バハマ国	260
パプアニューギニア独立国	220
バミューダ島	155
パラオ共和国	220
パラグアイ共和国	170
バルバドス	260
ハワイ	9
ハンガリー共和国	100
バングラディッシュ人民共和国	105
東ティモール民主共和国	60
フィジー諸島共和国	220
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	90
ブータン王国	210
プエルトリコ	110
フェロー諸島	90
フォークランド諸島	170
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20

フランス領ギアナ	115
フランス領ポリネシア	220
ブルガリア共和国	120
ブルキナファソ	185
ブルネイ・ダルサラーム国	60
ブルンジ共和国	225
米領サモア	220
米領バージン諸島	110
ベトナム社会主義共和国	115
ベナン共和国	230
ベネズエラ・ボリバル共和国	115
ベラルーシ共和国	155
ベリーズ	140
ペルー共和国	55
ベルギー王国	90
ポーランド共和国	100
ボスニア・ヘルツェゴビナ	240
ボツワナ共和国	145
ポリビア共和国	170
ポルトガル共和国	90
香港特別行政区	30
ホンジュラス共和国	115
マーシャル諸島共和国	220
マイヨット島	225
マカオ特別行政区	70
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	230
マダガスカル共和国	255
マディラ諸島	90
マラウイ共和国	230
マリ共和国	255
マルタ共和国	90
マルチニーク島	110
マレーシア	60
ミクロネシア連邦	185
南アフリカ共和国	125
ミャンマー連邦	170
メキシコ合衆国	75
モーリシャス共和国	140
モーリタニア・イスラム共和国	255
モザンビーク共和国	230
モナコ公国	150
モルディブ共和国	210

モルドバ共和国	240
モロッコ王国	185
モンゴル国	135
モンセラット	260
モンテネグロ	240
ヨルダン・ハシェミット王国	125
ラオス人民民主共和国	135
ラトビア共和国	240
リトアニア共和国	230
リヒテンシュタイン公国	90
リベリア共和国	255
ルーマニア	100
ルクセンブルク大公国	90
ルワンダ共和国	255
レソト王国	235
レバノン共和国	245
レユニオン	125
ロシア連邦	100
ワリス・フテュナ諸島	220
特定衛星携帯 2	440
特定衛星携帯 3	430
特定衛星携帯 4	290
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

イ 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額 (1分までごとに。ただし、アメリカ合衆国及びハワイ については、3分までごとと読み替えて適用します。)
アイスランド共和国	31
アイルランド	23
アゼルバイジャン共和国	72
アセンション島	80
アゾレス諸島	60
アフガニスタン・イスラム共和国	76
アメリカ合衆国	7.99
アラブ首長国連邦	55
アルジェリア民主人民共和国	47
アルゼンチン共和国	55
アルバ	64
アルバニア共和国	47
アルメニア共和国	71
アンギラ	84
アンゴラ共和国	48
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	24
イエメン共和国	84
イスラエル国	31
イタリア共和国	23
イラク共和国	84
イラン・イスラム共和国	84
インド	84
インドネシア共和国	48
ウガンダ共和国	55
ウクライナ	55
ウズベキスタン共和国	71
ウルグアイ東方共和国	63
英領バージン諸島	56
エクアドル共和国	63
エジプト・アラブ共和国	80
エストニア共和国	39
エチオピア連邦民主共和国	80
エリトリア国	80
エルサルバドル共和国	47
オーストラリア連邦	23
オーストリア共和国	31
オマーン国	84

オランダ王国	23
オランダ領アンティル	39
ガーナ共和国	72
カーボヴェルデ共和国	80
ガイアナ協同共和国	84
カザフスタン共和国	72
カタール国	84
カナダ	12
カナリー諸島	31
ガボン共和国	72
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	71
カンボジア王国	48
ギニア共和国	72
ギニアビサウ共和国	72
キプロス共和国	47
キューバ共和国	84
ギリシャ共和国	39
キリバス共和国	52
キルギス共和国	72
グアテマラ共和国	55
グアドループ島	80
グアム	20
クウェート国	84
クック諸島	52
グリーンランド	55
クリスマス島	44
グルジア	71
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	23
グレナダ	84
クロアチア共和国	55
ケイマン諸島	72
ケニア共和国	79
コートジボワール共和国	80
ココス諸島	44
コスタリカ共和国	39
コモロ連合	80
コロンビア共和国	47
コンゴ共和国	71
コンゴ民主共和国	80
サイパン	31
サウジアラビア王国	84

サモア独立国	52
サントメ・プリンシペ民主共和国	80
ザンビア共和国	71
サンピエール島・ミクロン島	52
サンマリノ共和国	64
シエラレオネ共和国	80
ジブチ共和国	80
ジブラルタル	47
ジャマイカ	79
シリア・アラブ共和国	84
シンガポール共和国	31
ジンバブエ共和国	72
スイス連邦	23
スウェーデン王国	23
スーダン共和国	71
スペイン	31
スペイン領北アフリカ	31
スリナム共和国	84
スリランカ民主社会主義共和国	76
スロバキア共和国	47
スロベニア共和国	47
スワジランド王国	47
セーシェル共和国	96
赤道ギニア共和国	72
セネガル共和国	80
セルビア共和国	55
セントクリストファー・ネーヴィス	80
セントビンセント・グレナディーン諸島	84
セントヘレナ島	80
セントルシア	84
ソマリア民主共和国	72
ソロモン諸島	52
タークス・カイコス諸島	56
タイ王国	48
大韓民国	31
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国	72
台湾	31
タジキスタン共和国	63
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	47
チャド共和国	72
中央アフリカ共和国	72

中華人民共和国	32
チュニジア共和国	71
朝鮮民主主義人民共和国	44
チリ共和国	39
ツバル	52
ディエゴ・ガルシア	48
デンマーク王国	31
ドイツ連邦共和国	23
トーゴ共和国	79
トケラウ諸島	52
ドミニカ共和国	39
ドミニカ国	71
トリニダード・トバゴ共和国	56
トルクメニスタン	64
トルコ共和国	47
トンガ王国	52
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	52
ナミビア共和国	80
ニウエ	52
ニカラグア共和国	56
ニジェール共和国	71
ニューカレドニア	52
ニュージーランド	28
ネパール連邦民主共和国	76
ノーフォーク島	52
ノルウェー王国	23
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	79
パキスタン・イスラム共和国	72
バチカン市国	90
パナマ共和国	56
バヌアツ共和国	52
バハマ国	39
パプアニューギニア独立国	52
バミューダ島	52
パラオ共和国	47
パラグアイ共和国	63
バルバドス	80
ハワイ	7.99
ハンガリー共和国	39
バングラディッシュ人民共和国	72

東ティモール民主共和国	48
フィジー諸島共和国	52
フィリピン共和国	40
フィンランド共和国	23
ブータン王国	72
プエルトリコ	40
フェロー諸島	64
フォークランド諸島	56
ブラジル連邦共和国	32
フランス共和国	23
フランス領ギアナ	55
フランス領ポリネシア	52
ブルガリア共和国	55
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	48
ブルンジ共和国	71
米領サモア	52
米領バージン諸島	22
ベトナム社会主義共和国	48
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	55
ベラルーシ共和国	64
ベリーズ	56
ペルー共和国	56
ベルギー王国	23
ポーランド共和国	44
ボスニア・ヘルツェゴビナ	64
ボツワナ共和国	80
ボリビア共和国	56
ポルトガル共和国	39
香港特別行政区	31
ホンジュラス共和国	56
マーシャル諸島共和国	52
マイヨット島	80
マカオ特別行政区	40
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	64
マダガスカル共和国	72
マディラ諸島	90
マラウイ共和国	71
マリ共和国	47
マルタ共和国	48
マルチニーク島	56

マレーシア	31
ミクロネシア連邦	52
南アフリカ共和国	76
ミャンマー連邦	48
メキシコ合衆国	39
モーリシャス共和国	72
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	80
モナコ公国	24
モルディブ共和国	72
モルドバ共和国	64
モロッコ王国	72
モンゴル国	48
モンセラット	80
モンテネグロ	55
ヨルダン・ハシェミット王国	79
ラオス人民民主共和国	48
ラトビア共和国	64
リトアニア共和国	64
リヒテンシュタイン公国	31
リベリア共和国	79
ルーマニア	63
ルクセンブルク大公国	39
ルワンダ共和国	80
レソト王国	72
レバノン共和国	80
レユニオン	72
ロシア連邦	47
ワリス・フテyna諸島	220
特定衛星携帯 2	380
特定衛星携帯 3	380
特定衛星携帯 4	280
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

第3 附帯サービスに関する料金

1 料金額

ア 通信料金明細書に係るもの

1の明細書発行について送付1回ごとに

種 別	明細書の枚数	料 金 額
明細書発行手数料	9枚まで	100円(税込105円)
	50枚まで	240円(税込252円)
	100枚まで	710円(税込745.5円)
	800枚まで	1,070円(税込1,123.5円)
	801枚以上	1,070円(税込1,123.5円)に 800枚を超える増加100枚までごと に100円(税込105円)を加えた額
備 考	別記 10(5)の規定が適用される場合においては、第1種IP電話契約のオフネット通信及び第3種IP電話契約の区域内通信に係る通信料金並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区域内通話等に係る通話等料金について、この明細書発行手数料を適用するものとします。	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費(附带サービスに関するものを除きます。)

1 適用

I P電話サービスに関する工事費の適用については、第35条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用													
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなるI P電話サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。												
(2) 工事の適用区分	ア 第3種I P電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用契約者回線の設置に係る工事</td> <td>専用契約者回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>第3種I P電話サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>第3種I P電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>利用の一時中断をした第3種I P電話サービスの再利用に係る工事</td> <td>第3種I P電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>第3種I P電話サービスの解除に係る工事</td> <td>第3種I P電話サービスの解除の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>番号ポータビリティに係る工事</td> <td>専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	専用契約者回線の設置に係る工事	専用契約者回線の設置の場合に適用します。	第3種I P電話サービスの利用の一時中断に係る工事	第3種I P電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	利用の一時中断をした第3種I P電話サービスの再利用に係る工事	第3種I P電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	第3種I P電話サービスの解除に係る工事	第3種I P電話サービスの解除の場合に適用します。	番号ポータビリティに係る工事	専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。
	工事の区分	適 用											
	専用契約者回線の設置に係る工事	専用契約者回線の設置の場合に適用します。											
	第3種I P電話サービスの利用の一時中断に係る工事	第3種I P電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。											
	利用の一時中断をした第3種I P電話サービスの再利用に係る工事	第3種I P電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。											
	第3種I P電話サービスの解除に係る工事	第3種I P電話サービスの解除の場合に適用します。											
	番号ポータビリティに係る工事	専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。											
	イ 第4種I P電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定他社接続回線の設置に係る工事</td> <td>特定他社接続回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>第4種I P電話サービスの解除に係る工事</td> <td>第4種I P電話サービスの解除の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>番号ポータビリティに係る工事</td> <td>特定他社接続回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	特定他社接続回線の設置に係る工事	特定他社接続回線の設置の場合に適用します。	第4種I P電話サービスの解除に係る工事	第4種I P電話サービスの解除の場合に適用します。	番号ポータビリティに係る工事	特定他社接続回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。				
	工事の区分	適 用											
	特定他社接続回線の設置に係る工事	特定他社接続回線の設置の場合に適用します。											
	第4種I P電話サービスの解除に係る工事	第4種I P電話サービスの解除の場合に適用します。											
	番号ポータビリティに係る工事	特定他社接続回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。											
ウ 第5種I P電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末回線の利用の開始に係る工事</td> <td>端末回線の利用の開始の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>音声通信番号の追加に係る工事</td> <td>音声通信番号の追加の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	端末回線の利用の開始に係る工事	端末回線の利用の開始の場合に適用します。	音声通信番号の追加に係る工事	音声通信番号の追加の場合に適用します。							
工事の区分	適 用												
端末回線の利用の開始に係る工事	端末回線の利用の開始の場合に適用します。												
音声通信番号の追加に係る工事	音声通信番号の追加の場合に適用します。												
(3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の適用	<p>ア 当社は、第3種I P電話サービスに係る付加機能について、料金表第1表第1(月額料金)に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の額については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の指定付加機能の組み合わせごとに1,000円(税込1,050円)とします。</p> <p>イ 第4種I P電話契約者及び第5種I P電話契約者は、それぞれ第4種I P電話サービス及び第5種I P電話サービスに係る付加機能について、料金表第1表第1(月額料金)に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、その工事費の支払いを要しません。</p>												
(4) 第3種I P電話サービスの専用契約者回線の設置に係る工事費の分割払いの適用	第3種I P電話サービスの第3種I P電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に、その第3種I P電話契約者は、第3種I P電話サービスの専用契約者回線の設置に係る工事費を料金月単位に分割して支払うこと(以下「分割払い」といいます。)ができます。この場合において、分割払いの回数は、30回とします。												

2 工事費の額

(1) 第3種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
専用契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線 1 回線ごとに	3,000円 (税込 3,150円)
第3種 I P 電話サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線 1 回線ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
第3種 I P 電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線 1 回線ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込 1,575円)
備考	第3種 I P 電話サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。		

(2) 第4種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定他社接続回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	特定他社接続回線 1 回線ごとに	3,000円 (税込 3,150円)
第4種 I P 電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	特定他社接続回線 1 回線ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込 1,575円)

(3) 第5種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
端末回線の利用の開始に係る工事	取扱所内工事費	1の端末回線ごとに	60,000,000円 (税込 63,000,000円)
音声通信番号の追加に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	3,000円 (税込 3,150円)

(4) 基本機能及び付加機能に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事	発信電気通信番号表示機能	1の工事ごとに 1,000円 (税込 1,050円)
	迷惑通信おことわり機能	1の工事ごとに 1,000円 (税込 1,050円)
	発信電気通信番号通知要請機能	1の工事ごとに 1,000円 (税込 1,050円)

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第35条の2（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用	
線路設置費の適用	ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。 イ 移転後の端末回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。

2 料金額

線 路 設 置 費 の 額	
	別に算定する実費

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第35条の3（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 料金額

設 備 費 の 額	
	別に算定する実費

別表 第3種IP電話サービス(接続型に係るものに限ります。)における基本的な技術的事項

専用サービス契約約款に規定するIP接続専用サービス(第4種サービスに限ります。)について定める基本的な技術的事項をいい、以下のとおりとします。

品目	物理的条件	送出電力
100Mb/s	100BASE-TX (IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して2.1V(P-P)以下
1Gb/s	1000BASE-T (IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して3.1V(O-P)以下

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成 15 年 3 月 24 日から実施します。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 基本料金については、平成 15 年 5 月 31 日までは支払いを要しないものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 平成 15 年 3 月 13 日届出(経本第 14-0345 号)の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 15 年 5 月 31 日」を「平成 15 年 9 月 30 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 2 基本工事費について、平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までの間に申込みのあった I P 電話契約者については適用しないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 8 日から実施します。
ただし、料金表に規定するオンネット通信に関する規定については、平成 15 年 6 月 24 日から実施するものとします。
(細目に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P 電話サービスの提供を受けている I P 電話契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に移行したものとみなします。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 平成 15 年 5 月 8 日届出(経本第 15-0045 号)の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 4 平成 15 年 7 月 1 日から実施の基本工事費の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 18 日から実施します。
(I P 電話サービスの種類に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P 電話サービスの提供を受けている I P 電話契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する第 1 種 I P 電話契約者に移行したものとみなします。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 平成 15 年 6 月 17 日届出(渉外第 15-0012 号)の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスに係る基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日の間に申込みを行ったプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者は、その I P 電話契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月を含む連続する 3 月について、基本料金の支払いを要しないものとします。
(第 1 種 I P 電話サービスに係る基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日の間に申込みを行ったプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者は、基本工事費の支払いを要しないものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 18 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 23 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 29 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 26 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 に関する経過措置)
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン及びコースに移行したものとみなします。

第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 について 以外のもの オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ 5 (プラン 2 のコース 2 及びコース 3 に限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に基づき設置された 1 の利用契約者回線を利用するもの	第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 について コース 1 を利用するもの コース 2 を利用するもの
---	---

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に関する経過措置)

当社は、平成 16 年 2 月 10 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間(以下この附則において「取扱期間」といいます。)、第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 について次の取扱いを行います。

- (1) 第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 について、取扱期間に申込みを行った第 1 種 I P 電話契約者であって、基本契約(利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に定める第 4 種オープンデータ通信網契約をいいます。以下この附則において同じとします。)がタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 又はコース 5 に基づく場合(取扱期間開始時に同コースを利用している場合を除きます。)に、第 1 種 I P 電話サービスを開始した日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約をタイプ 1 のプラン 1 のコース 4、コース 5 及びコース 6 並びにタイプ 6 から変更する場合を除きます。

- (2) 第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 を利用する第 1 種 I P 電話契約者について、取扱期間に基本契約をタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 又はコース 5 に変更した場合、その変更を行った日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約がタイプ 1 のプラン 1 のコース 4、コース 5 及びコース 6 並びにタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約からの変更である場合を除きます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に係る申込みを行った第 1 種 I P 電話契約者について、その提供を開始した日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
ただし、特定 I P 電話設備に係るオフネット通信に関する規定については、平成 16 年 4 月 5 日から実施するものとします。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 5 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 22 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 26 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスの旧プラン 1 のコース 1 に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン 1 のコース 1 (以下この附則において「旧プラン 1 のコース 1」といいます。)に係る第 1 種 I P 電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
(1) 旧プラン 1 のコース 1 に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等
旧プラン 1 のコース 1 に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等は次のとおりとします。

サービスの種類	細目	プラン等
第4種オープンデータ通信網サービス	タイプ1	プラン1のコース1（ダイヤルアップ回線等を使用するものを除きます。）、コース2、コース4、コース5、コース6及びコース8
	タイプ5	プラン1及びプラン2（コース1に限ります。）
	タイプ6	-

(2) 旧プラン1のコース1に係る基本料

1の利用契約者回線ごとに

区分	料金額（月額）
旧プラン1のコース1	200円

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年9月27日から実施します。

（第1種IP電話サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプランに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約を締結しているものとみなします。

プラン2	プラン2のコース1
------	-----------

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年12月10日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 14 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用及びその対象となる指定付加機能（発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能をいいます。）に関する規定については平成 17 年 5 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、オフネット通信の通信料金に関する規定については平成 17 年 7 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 6 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 8 月 10 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン 2 のコース 1	プラン 2 のコース 1 のクラス 1
--------------	---------------------

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン 2 のコース 1 のクラス 2	プラン 2 のコース 1
---------------------	--------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン 2 のコース 1 のクラス 1 に係る第 1 種 I P 電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金については、次に定める額とします。

ア 基本料

区 分	単 位	料金額(月額)
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	600円(税込630円)

イ 追加番号等使用料

区 分	単 位	料金額(月額)
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の音声通信番号ごとに	600円(税込630円)

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年1月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 11 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に係る経過措置)

2 当社は、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 のコース 1 又は平成 17 年 10 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 のコース 1 のクラス 1 に係る第 1 種 I P 電話サービスに係る契約において、1 の音声通信番号ごとに料金表第 1 表第 1 (月額料金) に規定するユニバーサルサービス料に係る取扱いを行います。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、国際通信の料金額に関する規定については、平成 19 年 4 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(第三者通信課金機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第三者通信課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
第 三 者 通 信 課 金 機 能	あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番号等 (以下この欄において「登録電話番号」といいます。) から当社が別に定める番号を利用して行った国際通信について、その通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。	-	-
備 考	(1) 第 3 種 I P 電話サービス又は第 4 種 I P 電話サービスの I P 電話契約者が、当該 I P 電話契約において、その専用契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の第三者通話等課金機能に規定するものを準用することとします。		

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 14 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(旧国際クレジットコール機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際クレジットコール機能 (以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。) に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
旧 国 際	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国際通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。	-	-

クレジットコール機能	備考	<p>(1) 第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等を指定するときに限り提供します。</p> <p>(2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の平成19年10月1日実施の附則に規定する旧国際クレジットコール機能に係るものを準用することとします。</p>
------------	----	---

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
(第3種IP電話契約に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第3種IP電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する利用型に係る第3種IP電話契約に移行したものとみなします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

(VPN第1種IP電話契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次のVPN第1種IP電話サービスに係るVPN第1種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

VPN第1種IP電話サービス	主として内線相互通信回線群内の通信のために、第1種IP電話サービスを受けるものをいいます。
----------------	---

(第2種IP電話契約に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の第2種IP電話サービスに係る第2種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

第2種IP電話サービス	利用契約グループを使用して行うIP電話サービス
-------------	-------------------------

(第1種IP電話サービスのプラン等に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプランに係る契約に移行したものとみなします。

プラン1のコース1	プラン1
プラン1のコース2	プラン2

(第1種IP電話サービス及び第2種IP電話サービスに関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービス(プラン2又はプラン3に係るものに限ります。以下この附則5において同じとします。)及び第2種IP電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本料

ア 第1種IP電話サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額(月額)	
プラン2に係るもの	コース1に係るもの	100の音声通信番号を付与するもの	30,000円 (税込31,500円)	
		500の音声通信番号を付与するもの	150,000円 (税込157,500円)	
	コース2に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	一般第1種IP電話サービスに係るもの	200円(税込210円)
			同時接続の数1ごとに	400円(税込420円)
		1の利用契約者回線ごとに	VPN第1種IP電話サービスに係るもの	400円(税込420円)
			同時接続の数1ごとに	600円(税込630円)

プラン3に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	19,000円 (税込19,950円)
-----------	--------------	------------------------

イ 第2種IP電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
第2種IP電話サービスに係るもの	1の利用契約グループごとに	380円(税込399円)

(2) 追加番号使用料

ア 第1種IP電話サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額(月額)	
プラン2 に係るもの	コース1に係るもの	100の音声通信番号ごとに	30,000円 (税込31,500円)	
		500の音声通信番号ごとに	150,000円 (税込157,500円)	
	コース2に係るもの	一般第1種IP電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	200円 (税込210円)
		VPN第1種IP電話サービスに係るもの	1の利用者番号ごとに	200円 (税込210円)
プラン3に係るもの		50の音声通信番号ごとに	19,000円 (税込19,950円)	

イ 第2種IP電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
第2種IP電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	380円(税込399円)

(基本機能及び付加機能に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している内線相互通信機能、番号情報送出機能、接続設備切替機能及びサブナンバー通信機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本機能使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
内線相互通信機能	ア 国内内線相互通信機能 内線相互通信回線群ごとにIP電話契約者に指定された利用者番号を利用して行われた通信を、あらかじめ登録された利用契約者回線及び電話サービス等契約約款に定める契約者回線等の電話番号等(以下「特定電話番号等」といいます。)に接続させる機能をいいます。	1の内線相互通信回線群ごとに	2,000円 (税込2,100円)
	適	<p>(1) 国内内線相互通信機能の適用については、次のとおりとします。</p> <p>ア VPN第1種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。</p> <p>イ この機能を利用するIP電話契約者は、1の内線相互通信回線群を特定してその内線相互通信回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通信回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の中から、手続き等を代表できるIP電話契約者(以下「代表者」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ イの申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 所属の申出のあった内線相互通信回線群の代表者の承認が得られないとき。</p> <p>(イ) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群に係る利用者番号(付加機能の利用者番号を含みます。)の数が、当社が別に定める数を超えるとき。</p> <p>エ この機能を利用しているIP電話契約者は、現に所属する内線相互通信回線群から他の内線相互通信回線群へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社はウに準じて取り扱います。</p> <p>オ この機能を利用しているIP電話契約者は、内線相互通信回線群の代表者を、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通信回線群に所属する他のIP電話契約者に変更することができます。</p>	

用	<p>カ この機能を利用している I P 電話契約者は、所属する内線相互通信回線群の代表者の承認がある場合に限り、1 の利用者番号ごとに、キ及びクで定める桁数で当社に指定することができます。これを変更するときも同様とします。</p> <p>キ 利用者番号の桁数は、1 の内線相互通信回線群ごとに定めます。</p> <p>ク 当社は、キにより桁数を定めるときは、その内線相互通信回線群の代表者と協議します。</p> <p>ケ 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者番号を変更していただくことがあります。</p> <p>コ ケの規定により利用者番号を変更していただく場合には、あらかじめそのことをこの機能を利用している I P 電話契約者にお知らせします。</p> <p>サ この機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する利用契約者回線から行う場合に限り利用することができます。</p> <p>シ この機能に係る料金額は、代表者に係る月額料金に加算するものとします。</p>
---	--

(2) 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額 (月額)
番号情報送出機能	-	-
備考	<p>(1) プラン 2 のコース 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者 (別に定める認証方式を使用する場合に限り) に限り提供します。</p> <p>(2) 指定設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	
接続設備切替機能	指定同時接続数の 1 ごとに	600 円 (税込 630 円)
備考	<p>(1) プラン 2 のコース 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者 (別に定める認証方式を使用する場合に限り) に限り提供します。</p> <p>(2) 指定同時接続数の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	
サブナンバー通信機能	-	-
備考	<p>(1) VPN 第 1 種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 利用者は、1 の利用者番号につき 1 の登録電話番号を当社に登録して頂きます。この場合、利用者が登録できる登録電話番号は 1,000 までとし、当社は(1) (内線相互通信機能) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(3) この機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する利用契約者回線から行う場合に限り利用することができます。</p> <p>(4) 登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

(経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 20 日から実施します。

ただし、この附則において定める場合はその定める日から実施するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日から、次に掲げる付加機能について、連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても料金その他の費用の負担がない場合は、その付加機能を廃止することがあります。

この場合において、当社は、IP 電話契約者にその付加機能を廃止することを通知しないものとします。

(1) 平成 19 年 5 月 1 日実施(J07003340)の附則の規定により提供している第三者通信課金機能(以下この附則において「第三者通信課金機能」といいます。)

(2) 平成 19 年 10 月 1 日実施(J07019511)の附則の規定により提供している旧国際クレジットコール機能(以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。)

(第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能の廃止)

3 第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能については、平成 21 年 2 月 28 日をもって廃止します。

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 31 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。

ただし、別記 7 (I P 電話契約者に係る情報の利用) (2) イの改正規定については、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 23 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 30 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。
ただし、オフネット通信の着信先に係る株式会社エネルギア・コミュニケーションズ及び株式会社 S T N e t の電気通信サービス等の廃止については、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

別紙1 オフネット通信の着信先に係る当社又は協定事業者の電気通信サービス等

1 当社に係るもの

(1) 第1種I P電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンクテレコム株式会社	I P電話サービスに係る 第3種I P電話契約 第4種I P電話契約 第5種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、 臨時ダイレクト電話契約、 ストレート電話契約、 加入電話契約	電話サービス等契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、 臨時デジタルダイレクト通信契約、 デジタルストレート通信契約、 デジタル加入通信契約	

(2) 第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス及び第5種I P電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンクテレコム株式会社	第1種I P電話サービスに係る 第1種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、 臨時ダイレクト電話契約、 ストレート電話契約、 加入電話契約	電話サービス等契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、 臨時デジタルダイレクト通信契約、 デジタルストレート通信契約、 デジタル加入通信契約	

2 協定事業者に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、 臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、 臨時第1種契約、 第2種契約、 臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス 契約約款
	多チャンネル型音声利用I P通信網サービスに係る 多チャンネル型音声利用I P通信網契約	多チャンネル型音声利用I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、 臨時加入電話契約	電話サービス契約約款

	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、 臨時第1種契約、 第2種契約、 臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス 契約約款
	多チャンネル型音声利用IP通信網サービスに係る 多チャンネル型音声利用IP通信網契約	多チャンネル型音声利用IP 通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	電話等サービスに係る 専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
	第3種シェアードIP-PBXサービスに 係る第3種シェアードIP-PBX契約	IP通信網サービス契約約款
KDDI株式会社	電話サービスに係るカテゴリー または カテゴリー に係る ダイレクト電話契約 臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る カテゴリー またはカテゴリー に係る ダイレクト通信契約 臨時ダイレクト通信契約	
	FTTH電話サービスに係る FTTH電話契約	FTTHサービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	IP電話サービスに係る 第2種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーション ズ株式会社	直収電話サービスに係る直収電話契約	電話サービス等契約約款
	直収通信サービスに係る直収通信契約	
中部テレコミュニケーション株式会 社	第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、 短期第1種契約	総合デジタル通信サービス契 約約款
	第2種総合デジタル通信サービスに係る 第2種契約、 短期第2種契約	
	IP電話サービスに係る IP電話契約	
株式会社ケイ・オブティコム	第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約	総合デジタル通信サービス 契約約款
	IP電話サービスに係る IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケー ションズ	IP電話サービスに係る 第1種第4類契約	IP電話サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービスに係る 光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、 第2種契約	総合デジタル通信サービス 契約約款
	第2種IP電話サービスに係る BBIQ光電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会社	電話サービスに係る 加入電話契約、 臨時加入電話契約	電話サービス等契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 総合デジタル通信加入契約、 臨時総合デジタル通信加入契約	
株式会社UCOM	直加入サービスに係る 直加入契約	直加入サービス契約約款

KVH株式会社	総合デジタル通信サービスに係る I S D N契約	総合デジタル通信サービス 契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る I S D N契約	電話等サービス契約約款
	I P電話サービスに係る I P電話契約	
Z I P T e l e c o m株式会社	直加入電話サービスに係る 直加入電話契約、 準加入電話サービスに係る 準加入電話契約	電話サービス等契約約款
	I P電話サービスに係る I P電話契約	
株式会社テクノロジーネットワ ークス	—	—
株式会社アイ・ピー・エス	国内電話サービスに係る 国内電話サービス契約	国内電話サービス約款

(2) 移動体電話設備を設置する協定事業者に係るもの

a 第1種移動体電話設備を設置する協定事業者に係るもの

事業者の名称	移動体電話契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	FOMAサービスに係るFOMA契約	FOMAサービス契約約款
	衛星電話サービスに係る第1種契約又は 第2種契約	衛星電話サービス契約約款
KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	a u通信サービスに係るa u契約（a u電 話に係るもの又はa uデュアルに係るも の）、ローミング契約（a u電話に係るも の又はa uデュアルに係るもの）	a u通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3G通信サービスに係る3Gサービス契 約又は3Gサービス(i)契約	3G通信サービス契約約款
イー・アクセス株式会社	EMOBI L E通信サービスに係るEMO B I L E契約	EMOBI L E通信サービス 契約約款（電話・データ通信 編）
備考		
1 当社は、上記契約に基づいて設置された契約者回線等への音声通信のうち当社が別に定めるものについては提供しません。		
2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに係る移動体電話契約には、同社より電気通信役務の提供を受けて日本通信株式会社が提供する電気通信サービスに係る契約を含みます。		
3 KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る移動体電話契約には、両社より電気通信役務の提供を受けて株式会社インフォニックスが提供する電気通信サービスに係る契約を含みます。		
4 ソフトバンクモバイル株式会社に係る移動体電話契約には、同社より電気通信役務の提供を受けてウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社が提供する電気通信サービスに係る契約を含みます。		

b 第2種移動体電話設備を設置する協定事業者に係るもの

事業者の名称	移動体電話契約の種類	契約約款の名称
株式会社ウィルコム沖縄	ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約 約款
株式会社ウィルコム	ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

(3) 特定IP電話設備を設置する協定事業者に係るもの

事業者の名称
株式会社NTTぷらら エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社UCOM 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社ケイ・オブティコム 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社STNet ZIP Telecom株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

別紙2 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	カテゴリー に係る第2種一般電話等契約	電話サービス等契約約款

別紙3 クロスセイバーに関するソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンクモバイル株式会社	3G通信サービスに係る3Gサービス契約 3G通信サービスに係る3Gサービス(i) 契約	3G通信サービス契約約款
備考 ソフトバンクモバイル株式会社に係る移動体電話契約には、同社より電気通信役務の提供を受けてウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社が提供する電気通信サービスに係る契約を除きます。		

別紙4 取扱地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、オマーン国、カタール国、カンボジア王国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール連邦民主共和国、バーレーン王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラディッシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、香港特別行政区、マカオ特別行政区、マレーシア、ミャンマー連邦、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシエミット王国、ラオス人民民主共和国、レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、英領バージン諸島、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、ガイアナ協同共和国、カナダ、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、米領バージン諸島、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット
ヨーロッパ	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グルジア、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国、パチカン市国、ハンガリー共和国、フィンランド共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア連邦
大洋州	オーストラリア連邦、キリバス共和国、グアム、クック諸島、クリスマス島、ココス諸島、サイパン、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、ハワイ、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ワリス・フテュナ諸島
アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリヤ国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ

		共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
特定衛星携帯	2	インマルサットB型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯	3	インマルサットM型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯	4	インマルサットミニM型、インマルサットFleet型及びインマルサットBGAN型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯	5	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
特定衛星携帯	6	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
備考		
<p>1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法（昭和25年11月30日号外法律第131号。）及び無線設備規則（昭和25年11月30日号外電波監理委員会規則第18号。）に定めるインマルサットB型、インマルサットM型、インマルサットミニM型、インマルサットFleet型及びインマルサットBGAN型の区別があります。以下同じとします。</p> <p>2 特定衛星携帯5及び6に係る別に定める衛星携帯電話システムとは、それぞれスラヤー及びイリジウムをいいます。</p> <p>3 特定衛星携帯2から6以外の地域区分の中に、特定衛星携帯2から6に係る区域は含まれないものとします。</p> <p>4 セーシェル共和国については、当分の間、国際通信の取扱いを行いません。</p>		